

第I部 昭和55年労働経済の推移

第1章 昭和55年の雇用,賃金,勤労者家計

(1) 概況

昭和55年は原油価格高騰のデフレ効果によって国内民間需要が低迷し、経済の拡大テンポは緩慢化した。各最終需要の動きをみると、輸出,設備投資は好調であったが、個人消費,住宅投資が停滞し、前年の民間需要依存型の成長から海外需要依存型の成長へと変わった。こうした経済動向が反映して、鉱工業生産も4~6月に伸びが著しく鈍化し、年後半になってからは停滞が目立った。

卸売物価は、年初は前年からの上昇が引続き一段と騰勢が強まったが、海外原材料価格の下落,円高の影響などから5月以降鎮静化した。消費者物価は、2月以降前年比8%前後の上昇を示し、秋頃からは卸売物価消費財の騰勢鈍化などによって基調的には安定化の動きをみせたが、年間の上昇率は8%と高まった。

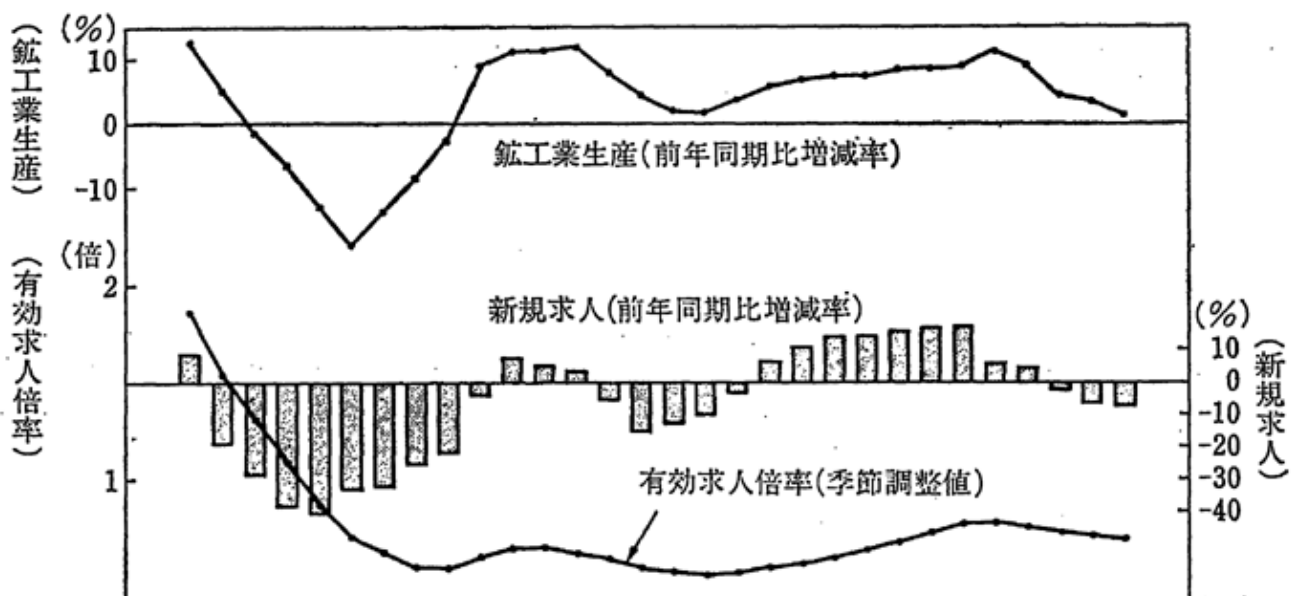
労働経済面でも、経済活動の停滞を反映して、求人が減少し、求人倍率は新規,有効ともしだいに低下し、前年来の労働力需給改善の動きに足踏み状態がみられた。所定外労働時間も期を追って上昇幅が縮小し、年末にかけて減少に転じた。雇用・失業面についてみると、完全失業者は年前半には男子を中心に前年水準を下回ったが、後半に入ってから男女ともに増加がみられるようになった。他方、雇用は比較的堅調に推移し、年間を通じた増加は前年の水準を上回った。

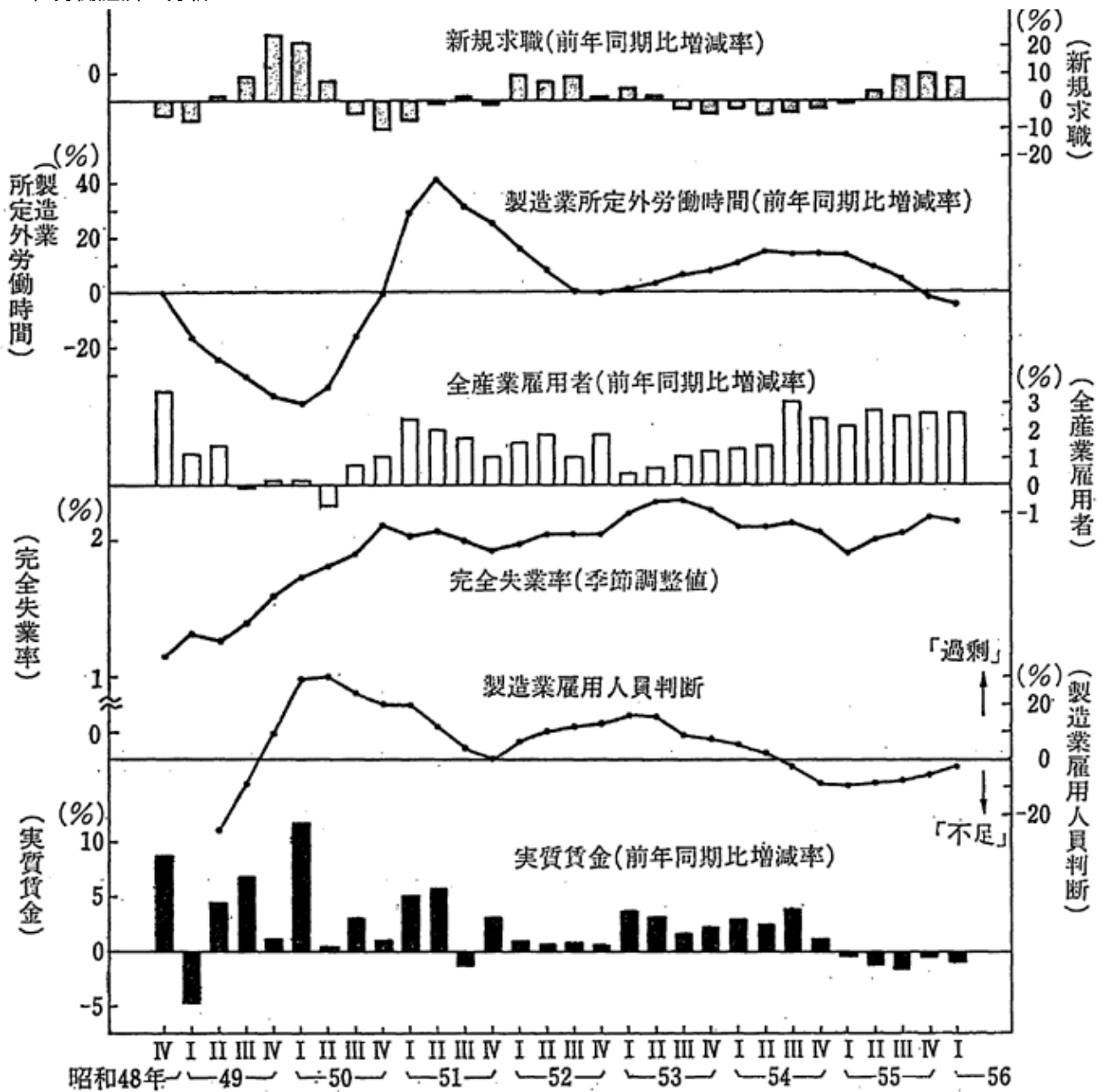
賃金は、所定外労働時間の増勢鈍化により所定外給与の伸びは小さくなったものの、春の賃金交渉における賃上げ率が前年を上回ったこと、賞与の増加率が高まったことなどから名目賃金では前年の伸びを上回る伸びを示したが、消費者物価の上昇率が高まったため、実質賃金は年間で0.9%減となった。

勤労者家計も、実収入・消費支出とも名目では前年の伸びを上回ったが、消費者物価上昇の影響を受けて実質ではいずれも減少に転じた(第1図)。

第1図 昭和55年労働経済の概観

第1図 昭和55年労働経済の概観





資料出所 労働省「職業安定業務統計」, 「毎月勤労統計」
 総理府統計局「労働力調査」
 通商産業省「通産統計」
 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

第I部 昭和55年労働経済の推移

第1章 昭和55年の雇用,賃金,勤労者家計

(2) 労働市場および雇用の動向

1) 停滞した労働力需給の改善

(求人減少)

新規学卒を除く一般の新規求人は,53年後半以降前年比10%台の伸びを続けていたが,55年に入って一桁台の伸びとなり,7~9月以降前年の水準を下回った。この結果,55年平均の新規求人は,前年比1.0%増とわずかな増加にとどまった。

このような新規求人の動きは,製造業の求人の影響が大きく,鉱工業生産の動向と密接に関連している。54年に前年比20%台と大きな増加を示した製造業の新規求人は,55年は年央からの生産の停滞を反映して前年比4.0%増にとどまった。年間の推移をみても,年前半には54年に比べ増勢は鈍化したものの10%台の増加を示し,増加寄与率は80%強に及んだが,年後半には減少に転じ,10~12月には前年同期比11.5%減となって,減少寄与率は70%に及んでいる。

業種別にみると,機械関連業種では,年前半の伸びが大きかったため年間を通じると大きな伸びとなったが,多くの素材関連業種では減少し,生産の動向を反映して業種間の跛行性が目立った。

製造業以外の産業の新規求人をみても,サービス業で増加率が低下しているほか,建設業,卸売・小売業では減少に転じた。

規模別にみても,いずれの規模でも前年の伸びを下回っている。とくに全体の求人数の半数を占める30人未満の小規模では,前年の水準を下回り,30~299人規模では,ほぼ前年の水準並みとなって,中小規模の求人の停滞が目立っている。

雇用形態別では,54年に大きな伸びをみせた常用求人は前年比1.3%増とわずかな増加にとどまり,また臨時・季節求人も0.6%減と前年の水準を下回った。53年から大きな伸びをみせていたパートタイム求人も,55年に入って伸びが小さくなり,年後半には減少に転じた。

(求職者の増加)

新規学卒を除く一般の新規求職者は,55年4~6月には53年4~6月以来2年ぶりに増加に転じ,しだいに増加幅が拡大したことから年平均でも前年比4.8%増となった。雇用形態別では,常用求職者,臨時・季節求職者とも増加したが,秋以降臨時・季節求職者の増加が大きかった。新規求職者は,男女ともに増加したが,年齢別では,男女ともに45歳以上層の増加が大きかった。

こうした新規求職者の増加に伴って,54年に減少した有効求職者も55年7~9月以降前年の水準を上回るようになり,年平均では前年比保ち合いとなった。

(求人倍率の低下)

求人減少と求職者の増加によって,54年には目立って改善した求人倍率も55年に入ってから改善に足踏みがみられた。しかし,求人倍率を年平均でみると,新規では前年の1.11倍から1.07倍へと低下したが,有効では同じく0.71倍から0.75倍へと上昇した。もともと,年間の推移をみると,いずれも期を追うごとに低下し,季節調整値でそれぞれ55年1~3月の1.12倍,0.78倍から55年10~12月には1.02倍,0.72倍となった。

男子常用労働者について、年齢別に有効求人倍率(55年10月現在)をみると、45歳未満層では1倍を超え、45～54歳層でも0.81倍であったが、55歳以上の高年齢層では、55～59歳層、60歳以上層でそれぞれ0.33倍(前年0.33倍)、0.16倍(0.12倍)と依然大幅な求職超過の状態が引続いた。

(改善した新規学卒者の就職状況)

新規学卒者に対する求人は、50年以降停滞していたが、55年3月卒業者に対しては製造業を中心に増加し、求人倍率は中卒者については前年並み、高卒者については上昇に転じた。大卒者についても、卒業者数の増加(前年比1.0%増)を就職者数の増加(3.4%増)が上回り、就職率は75.3%と前年(73.6%)に引続き上昇した。

就職先を産業別にみると、中卒者については前年とほぼ同様であったが、高卒者、大卒者については、52年以来4年ぶりに製造業への就職割合が上昇し、卸売・小売業、サービス業への就職割合は低下した。

規模別では、各学歴層とも大規模企業への就職割合が高まり、とくに1,000人以上規模への就職者の増加が著しかった。

56年3月卒の新規学卒者の求人求職状況を、労働省職業安定局「求人求職見込状況調査」(55年10月実施)によってみると、就職希望者は中卒者では減少、高卒者ではわずかながら増加したのに対し、求人数は中卒者、高卒者とも増加する見込みである。その結果、求人倍率は中卒者、高卒者ともに前年の水準を上回る見込みである。大卒者についても、前年に引続き採用予定企業の増加あるいは採用予定人員の増加がみられた。労働省「労働経済動向調査」(55年8月)によって、産業別、規模別にみると、54年に引続き高卒者、大卒者とも製造業とくに重工業業種、大規模事業所で採用予定者数を増やす事業所の割合が高まった。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第1章 昭和55年の雇用,賃金,勤労者家計

(2) 労働市場および雇用の動向

2) 堅調に増加した雇用

(雇用者世帯女子労働力率の上昇)

総理府統計局「労働力調査」によると,労働力人口は前年に比べて54万人(1.0%)増加して5,650万人,就業者数は5,536万人で,前年に比べて57万人(1.0%)増加した。

51年以降上昇が引続いていた女子の労働力率は,55年には47.6%と前年と同水準にとどまった。しかし,これを世帯類型別にみると,農家世帯や自営業主世帯では低下しているものの,雇用者世帯では前年に比べ0.9ポイントの上昇となっている。また年齢別にみると,労働力率の水準の低い25~34歳層で引続き上昇が顕著であった。

(雇用増加幅の拡大)

就業者の増加についてその内容をみると,雇用者は95万人増と54年の増加(77万人)を上回り,48年以降最も大きな伸びとなった。他方,非農林業自営業主は増勢が鈍化しほぼ前年並みとなり,非農林業家族従業者も減少に転じた。また農林業就業者も大幅に減少した。

大幅に増加した非農林業雇用者について男女別にみると,男子51万人(2.0%)増,女子45万人(3.5%)増となった。男子の増加率は前年をわずかながら上回り,53年,54年と低下していた女子の増加率も再び高まった。

産業別では,男女とも卸売・小売業(男子前年比3.0%増,女子4.8%増),サービス業(2.8%増,3.7%増),製造業(2.0%増,3.5%増)での増加が大きい。しかし前年と比較すると,サービス業の増加幅は縮小している。

とくに女子については,常用雇用は32万人(3.0%)増と前年に比べて伸びが大きくなったが,引続き臨時・日雇雇用(13万人,5.7%増)の伸び率が高い。労働省「雇用動向調査」によると,パートタイム労働者は,小規模卸売・小売業を中心に入職者の増加傾向が引続き,女子入職者に占めるパートタイム労働者の割合も高まっている。

企業規模別では,いずれの規模でも前年を上回る増加を示したが,とくに500人以上規模では女子の増加が著しかった。

(業種別雇用増加の跛行性)

労働省「毎月勤労統計」によって製造業中分類別に30人以上規模事業所の,常用雇用の動きをみると,新規学卒者の就職が好調であったことなどから4~6月に前年同期比0.7%増と大幅に増加したが,その後も10~12月に1.1%増と増加が引続いた。業種別にみると,電気機器,輸送用機器,精密機器など機械関連業種では大幅に増加しているものの,食料品,繊維,衣服,木材などの軽工業業種,パルプ・紙,窯業・土石,鉄鋼などの素材関連業種では前年の水準を下回っており,業種別の跛行性が目立った。

企業の雇用人員判断についてみると,景気後退感が強まったわりには大きな変化はなかった。「労働経済動向調査」(56年2月)によって職種別に企業の雇用人員判断をみても,むしろ労働者不足感がみられ,調査全職種にわたって「不足」とする事業所の割合が,「過剰」とする事業所の割合を上回っている。

(増加に転じた完全失業者)

完全失業者は114万人で前年に比べて3万人(2.6%)減となり、54年に引続き減少した。年間の推移を前年比で見ると、55年1～3月の12万人減からしだいに減少幅が縮小し、10～12月には7万人増と増加に転じた。

男女別では男子が3万人(4.1%)減少し、女子は横ばいであったが、四半期別にみると、女子は4～6月に、男子は10～12月に減少から増加に転じた。

雇用保険の初回受給者は、男子は55年7～9月以降、女子は4～6月以降前年の水準を上回るようになった。受給者実人員も、男子は55年10～12月、女子は4～6月から増加に転じた。初回受給者についてみると、10～12月には45歳以上層の増加率が高い。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第1章 昭和55年の雇用,賃金,勤労者家計

(3) 労働時間の動向

(減少した総実労働時間)

「毎月勤労統計」によると,51年以降増加が続いた月間総実労働時間は,55年には175.7時間と前年比0.3%減少した。年間の推移をみると,年前半には増加し,年後半には減少に転じた。10~12月には所定内,所定外労働時間とも減少したため,前年同期比1.1%減となった。

労働時間の内訳をみると,所定内労働時間は,一時休業等で減少した50年を除き49年以降ほぼ月間163時間の水準で推移してきたが,55年は162.2時間(前年比0.5%減)に減少した。また,所定外労働時間は,景気停滞を反映して13.5時間(1.8%増)と大幅に増勢が鈍化した。

53年,54年と増加した製造業の総実労働時間は,55年には所定外労働時間の増勢が鈍化したことに加えて所定内労働時間が減少したことから,178.2時間(前年比0.2%増)とわずかな増加にとどまった。

(所定外労働時間の増勢鈍化)

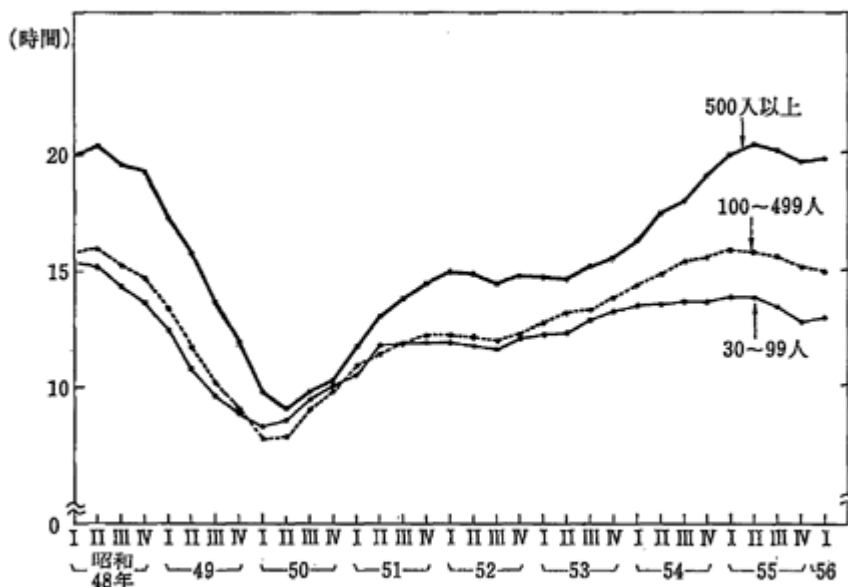
生産の動向と密接に関連する製造業の所定外労働時間は,生産の停滞を反映して16.4時間,前年比6.2%増と伸び率は大きく低下したが,その水準はなお高く,高度成長期のピーク時期にあたる48年の水準とほぼ同じである。

年間の推移を前年同期比でみると,1~3月13.8%増のあとしだいに増加幅は縮小し,10~12月には1.8%減となった。業種別では,生産の動向を反映して建設財や生産財および非耐久消費財関連業種の減少が著しく,木材(前年比6.1%減),家具(13.5%減),パルプ・紙(5.9%減),繊維(2.2%減),非鉄金属(1.0%減),金属製品(0.3%減)などでは前年の水準を下回っている。一方,生産が好調な機械関連業種では,前年に引続き輸送用機器(20.0%増),精密機器(12.4%増),一般機械(11.9%増)などで10%を超える大きな伸びを示した。

また,規模別にみると,いずれの規模でも前年に比べて伸びの鈍化ないし減少がみられたが,前年比で500人以上規模では13.1%増,100~499人規模では3.6%増,30~99人規模では0.6%減と大規模に比べて生産の増勢鈍化が目立つ中小企業規模での伸び率の低下ないし減少が目立った(第2図)。

第2図 製造業の規模別所定外労働時間の推移

第2図 製造業の規模別所定外労働時間の推移（季節調整値）



資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(労働投入量の増勢も鈍化)「毎月勤労統計」により労働投入量(雇用指数×総実労働時間指数)の動きをみると、4~6月に雇用の大幅増加から前年同期比1.7%増と大きく増加したあと、年後半には労働時間の減少から増勢が鈍化し、10~12月には0.1%増とほぼ前年並みの水準となった。業種別にみても、年後半には前年水準を下回る業種が多くなり、10~12月には機械関連業種を除く業種では前年の水準を下回った。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第1章 昭和55年の雇用,賃金,勤労者家計

(4) 賃金の動向

1) 前年の水準を下回った実質賃金

(相対的に高かった製造業の賃金上昇率)

現金給与総額は前年比7.0%増となり,前年の伸び(6.2%)を上回った。

その内訳をみると,所定内給与は前年比6.3%増,特別給与も8.9%増といずれも前年の伸び(それぞれ5.5%,6.7%)を上回ったが,所定外給与は所定外労働時間の増勢が鈍化したため,7.5%増と前年の伸び(12.1%)を下回った。この結果,現金給与総額の増加率に占める給与種類別の寄与分は,前年に比べると特別給与で上昇する一方,所定外給与で低下し,所定内給与ではほぼ同じであった。

現金給与総額の動きを産業別にみると,特別給与の伸びが小さかった電気・ガス・水道・熱供給業を除き,いずれの産業でも前年の伸びをやや上回ったが,なかでも製造業(前年比8.1%増)および建設業(8.0%増)では8%台と相対的に高い伸びを示した。これに対し,定期給与の伸びが小さかった運輸・通信業(5.9%増),サービス業(5.6%増),特別給与の伸びの小さかった電気・ガス・水道・熱供給業(5.6%増)では5%台の低い伸びにとどまった。

また,製造業の業種別では,所定内給与の伸びが大きかったのは,出版・印刷(8.8%増)など一部の業種に限られ,現金給与総額の伸びが比較的大きかった鉄鋼(9.4%増),一般機械(8.9%増),輸送用機器(9.3%増)についても,むしろ所定内給与の伸びは6%強と小さく,所定外給与と特別給与の伸びが大きかったことによって賃金の伸びは大きくなった。

(実質賃金の減少)

名目賃金の伸びは前年の伸びを上回ったものの,消費者物価の上昇率が高まったことによって実質賃金は前年比0.9%減となり,昭和27年の調査開始以来初めて前年の水準を下回った。月別にみても,2月以降は賞与月の7月,12月と国鉄,郵政事業について仲裁裁定が実施された10月を除く各月で前年の水準を下回った。

産業別にみると,製造業(前年比0.1%増)および建設業(横ばい)を除き,いずれの産業でも前年比減少となったが,とりわけ,運輸・通信業(2.0%減),電気・ガス・水道・熱供給業(2.2%減),サービス業(2.3%減)では比較的大きな減少となった。

(55年春の賃金交渉結果)

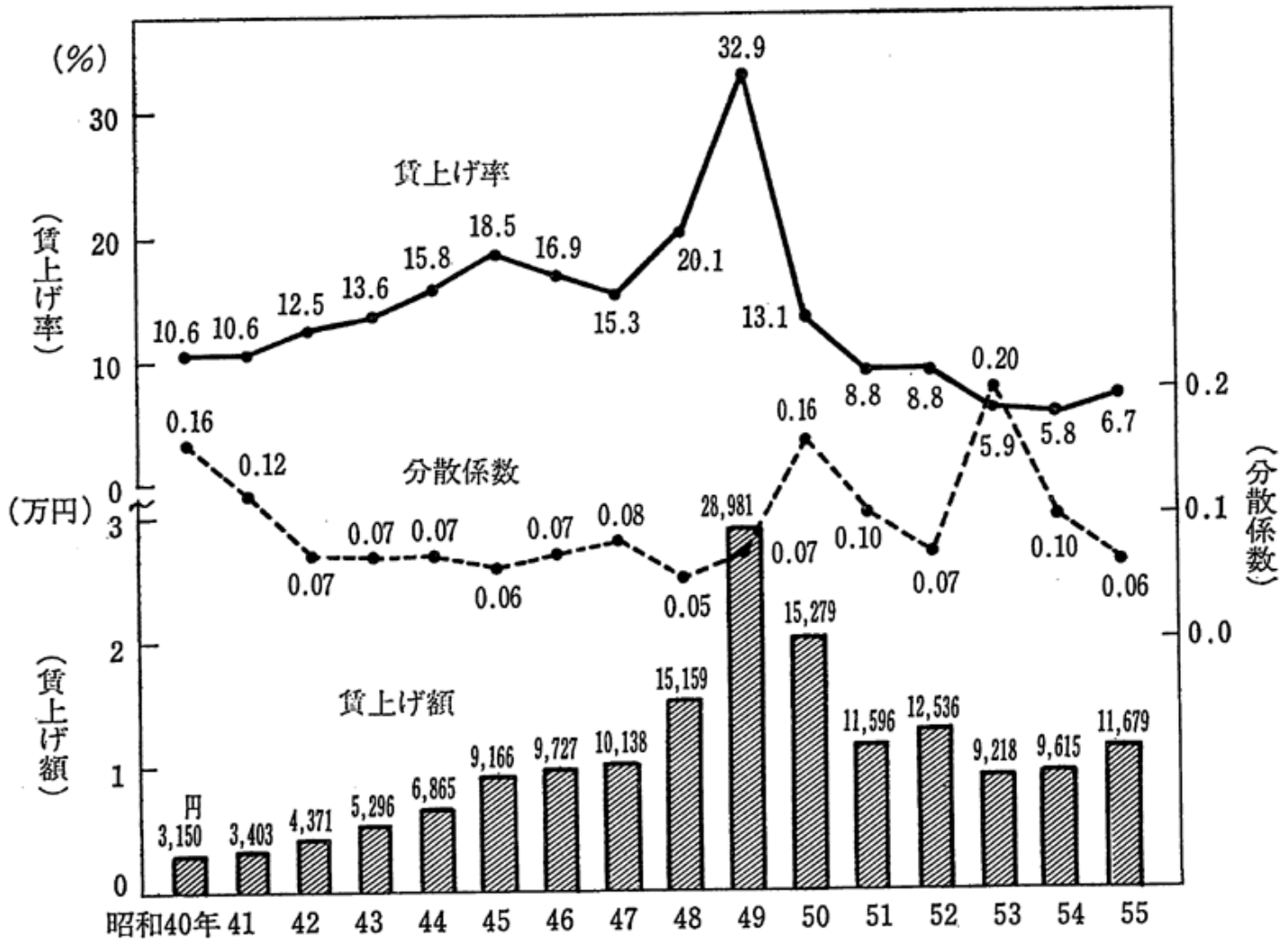
55年春の賃金交渉は,雇用・失業情勢が回復基調にあり,企業収益も比較的好調であったが,消費者物価が高騰し始めるという経済環境の下で行われた。

労働省労政局調べによる賃上げ結果(加重平均)は,民間主要企業で賃上げ額11,679円,賃上げ率6.74%,中小企業でそれぞれ10,069円,7.38%といずれも前年の実績を上回った。また,賃上げ額のばらつきは,企業業績の格差が縮小したことなどを反映して前年よりさらに縮小した(第3図)。

労働省労政局「賃金引上げ等の実態に関する調査」によると,1)賃上げ決定時期は前年に比べてさらに早まった,2)大規模企業を中心に有額回答回数が減少するとともに,賃金交渉に関連してストライキのあった企業の割合は前年を下回った,3)賃上げ額の決定にあたって企業業績を重視する傾向が引続いているが,その割合は前年を下回り,世間相場を重視する企業の割合が増加したなどの特徴がみられた。

第3図 民間主要企業の賃上げ状況の推移

第3図 民間主要企業の賃上げ状況の推移
(賃上げ率, 賃上げ額, 分散係数)



資料出所 労働省労政局調べ

(注) 1)
$$\text{分散係数} = \frac{(\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数})}{2 \times \text{中位数}}$$

2) 53年までは単純平均による数値であり, 54, 55年は加重平均による数値である。

3) 54年の単純平均による賃上げ額, 賃上げ率はそれぞれ9,959円, 6.0%
55年は11,953円, 6.9%である。

(前年を上回った賞与の増加率)

「毎月勤労統計」によると, 夏季賞与は34万8,658円, 前年比7.4%増, 年末賞与は41万6,184円, 7.4%増といずれも前年の増加率を上回った。

産業別では, 夏季は製造業(10.6%増)で上昇率が高く, 年末は建設業(11.6%増), 製造業(9.1%増), 不動産業(11.5%増)で高い伸びを示した。一方, 運輸・通信業(夏季5.8%増, 年末6.4%増), サービス業(夏季4.3%増, 年末7.1%増)では夏季, 年末とも伸びが小さかった。

製造業について業種別にみると, ほとんどの業種で夏季に比べて年末の伸びが小さくなっているが, 鉄鋼, 石油・石炭, 出版・印刷, 一般機械で夏季, 年末とも10%を超える伸びとなったほか, 夏季では非鉄金属, 化学, 窯業・土石で, 年末では電気機器, 輸送用機器で10%を超える高い伸びとなった。

昭和55年 労働経済の分析

また、規模別では、夏季、年末とも小規模の伸びが小さかった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 昭和55年労働経済の推移

第1章 昭和55年の雇用,賃金,勤労者家計

(4) 賃金の動向

2) 低かった若年層の賃金上昇率

「賃金構造基本統計調査」によって製造業男子労働者の賃金上昇率を年齢別にみると,若年層の賃金の伸びは引続き35歳以上層の賃金の伸びを下回っており,55年も年齢間賃金格差は拡大した。この動きを規模別にみると,大規模では40歳台,中規模では30歳以上層,小規模では40歳以上層で,若年層に比べて賃金の伸びが大きく,中小規模ではより広い年齢層にわたって格差拡大がみられた。これには,若年層の賃金上昇率が相対的に低いことに加えて,いずれの規模でも中高年層の勤続年数が長くなっていることも影響している。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第1章 昭和55年の雇用,賃金,勤労者家計

(4) 賃金の動向

3) わずかに上昇した賃金コスト

54年に大幅に低下した製造業の賃金コスト(名目賃金/労働生産性)は,55年4~6月までは引続き低下したが,7~9月以降は生産の停滞から労働生産性の伸びが鈍化したため上昇に転じ,10~12月には前年同期比0.8%増とわずかではあるが上昇した。

業種別にみても,1~3月には多くの業種で前年の水準を下回っていたが,10~12月には生産が好調であった電気機器,輸送用機器,精密機器など機械関連業種以外の業種では上昇した。とくに食料品・たばこ,化学,鉄鋼,非鉄金属,金属製品では,前年比10%を超える上昇となった。

日本銀行「主要企業短期経済観測」によって製造業の労働分配率の動きをみると,55年度上期には48.7%と前年同期に比べ2.7ポイント低下したが,下期には売上高人件費比率は横ばいで推移したものの,付加価値率が低下したため51.4%と前年同期に比べ2.2ポイントの上昇となった。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第1章 昭和55年の雇用,賃金,勤労者家計

(5) 消費者物価と勤労者家計の動向

1) 高まった消費者物価の上昇率

54年末からしだいに上昇率の高まった消費者物価は,55年には前年比8.0%の上昇となった。前年同期比上昇率を四半期別にみると,1~3月7.5%,4~6月8.3%,7~9月8.4%としだいに上昇率が高まり,10~12月には7.8%と騰勢はやや鈍化した。このように55年に入ってから消費者物価の上昇率が高まったのは,原油価格の大幅な上昇による卸売物価高騰の影響によって商品(季節商品を除く)価格や電気・ガス料金等の公共料金が上昇したこと,天候不順によって野菜価格が高騰したこと,などによる。しかし,秋頃からは卸売物価消費財価格の騰勢鈍化などから上昇率はしだいに低下してきた。

(光熱費の大幅上昇)

消費者物価の動きを5大費目別はみると,いずれの費目も前年を上回る上昇を宗した。とりわけ光熱費は,原油価格高騰の影響により灯油・プロパンガス・電気・ガス代などの大幅値上がりから前年比38.2%の大幅上昇となった。その他の費目も,食料は,野菜が大幅値上がりしたことに加え,ほとんどの品目で前年を上回って上昇したため6.0%の上昇,住居も,家賃や水道料は前年の上昇を下回ったものの設備修繕や家具什器が上昇したため6.5%の上昇となつた。

また,被服は,衣料は前年とほぼ同程度の上昇率であったが,身の回り品が大きく上昇したため7.3%,雑費は,保健医療,交通通信などは前年の上昇率を下回ったものの自動車等関係費,教育,たばこで10%台の高い上昇率となったほか,ほとんどの費目で前年を上回る上昇となったため7.4%と上昇率が高まった。

(商品価格等の上昇)

消費者物価の動きを特殊分類別にみると,商品,サービスともに54年を上回る上昇を示した。商品について季節商品を除く商品と季節商品とにわけてみると,54年にはきわめて落ち着いていた季節商品を除く商品は,55年に入って上昇率が高まり前年比7.4%の上昇(54年2.7%上昇)となり,また,季節商品も9.8%と高い上昇を示した。一方,サービスも,公共料金(前年比11.5%上昇),個人サービス(7.5%上昇),外食(6.4%上昇)が上昇したため8.5%の上昇となった。消費者物価に対する上昇寄与度は,商品(4.9%)がサービス(3.1%)を大きく上回った。

工業製品は55年に入って上昇率が高まり,4~6月,7~9月には前年同期比8%台の上昇となった。なかでも大企業性工業製品は原油価格高騰の影響を受けて灯油・プロパンガス・ガソリンの価格が急騰したことにより,1~3月には8%台の上昇となり,4~6月には11.0%と高い上昇となった。

54年には大きな改定が行われなかった公共料金は,55年には原油価格の大幅な上昇により,8電力・3大手ガス会社の料金が4月に改定されたほか,授業料,国鉄運賃などの改定も行われ,4~6月以降10%を超える水準となったことから55年平均では前年比11.5%上昇とかなりの上昇を示した。この結果,公共料金上昇の消費者物価上昇に対する寄与度は,55年は1.5%となったが,電気・ガス料金改定の影響を除くと0.6%と54年の0.7%とほぼ同程度であった。

季節商品は,54年の前年比4.5%の上昇から55年には9.8%の上昇と上昇率が高まった。これは,生鮮魚介,果物は比較的落ち着いていたものの,野菜が54年秋の台風や長雨の影響による生育不良から大幅に値上がりしたことによるところが大きく,季節商品上昇に対する野菜の上昇寄与度は7.3%に達している。

季節商品の四半期別の推移を前年同期比上昇率で見ると、1～3月には26.4%と高騰したが、10～12月には1.4%の上昇となって年末にかけて落ち着いた動きとなった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 昭和55年労働経済の推移

第1章 昭和55年の雇用,賃金,勤労者家計

(5) 消費者物価と勤労者家計の動向

2) 停滞した家計消費支出

(実質実収入の減少)

55年の勤労者家計の実収入は,月額34万9,686円で前年比7.3%増と54年9増加率をやや上回ったものの,実質では消費者物価の上昇率が高まったため0.6%減と49年以来6年ぶりに前年の水準を下回った。実質実収入の推移を四半期別にみると,年前半は前年同期比1%台の減少であったが,年後半には妻および他の世帯員の収入が増加するとともに,10~12月には消費者物価の上昇率も多少低下したことにより,7~9月0.4%減,10~12月横ばいとやや回復した。

実収入の内訳をみると,世帯主収入は臨時収入・賞与は前年をわずかながら上回る伸び(7.9%)となったものの,定期収入(6.7%増)が前年の伸びを下回る伸びとなったため,前年に比べて伸びが小さくなった。また,妻の収入は13.3%増(54年0.4%増)と大幅に増加し,他の世帯員収入も13.9%増と前年に引続き大きな伸びとなった。この結果,実収入増加に対する寄与率は,世帯主収入は前年に比べて低下し,かわって妻の収入が高まった。

実収入から所得税,社会保障費などの非消費支出を差し引いた可処分所得は,月額30万5,549円で前年に比べて名目6.5%増,実質1.4%減といずれも実収入の伸びを下回った。非消費支出の実収入に占める割合は年々上昇しており,55年も12.6%(前年12.0%)とそのウェイトを高めている。非消費支出が増加したのは,社会保障費が前年に比べて10.5%増加したほか,勤労所得税が19.1%,他の税が10.8%それぞれ増加したことによる。

年間収入階層別にみると,世帯主収入は各階層とも実質減少となっているが,減少幅は低所得階層ほど大きい。このため実収入も低所得階層ほど大きく減少している。

(減少した実質消費支出)

消費支出は月額23万8,126円で,名目では前年比7.1%増と前年を上回る増加率であったが,実質では0.8%減と49年の2.4%減に次ぐ減少となった。四半期別の実質消費支出の推移をみると,1~3月にわずかに増加したあと,4~6月以降減少が続いた。54年には堅調に増加した実質消費支出が55年に入って減少に転じたのは,物価上昇によって実質所得が減少したことによるところが大きい。

実質消費支出の内訳を費目別みると,食料費(前年比0.7%増)が実質増加したほかは,いずれの費目でも減少した。減少した費目のうち雑費(0.5%減)は小幅な減少にとどまったが,光熱費(4.3%減),住居費(4.2%減),被服費(3.3%減)では減少幅が大きかった。

実質消費支出を生活必需的支出と随意的支出(耐久消費財支出,レジャー的支出,被服費,その他の支出)に分けてみると,生活必需的支出は小幅な増加となったが,随意的支出は前年の大幅増加から大幅減少へと転じた。

生活必需的支出を費目別にみると,主食(1.8%増),保健医療(1.1%増)などで実質増加し,一方,嗜好食品(1.6%減)や光熱費では実質減少となった。随意的支出では,設備修繕,家具什器の減少が大幅であったが,耐久消費財支出や被服費は減少したもののレジャー的支出は交通通信,教養娯楽が増加して実質増加となった。

品目別にみると、物価上昇が大幅であった品目、たとえば光熱(4.3%減)や野菜(7.3%減)については購入量の削減、代替財の活用などがみられた。

また、55年の家計消費支出は、天候要因によっても大きく左右されたといえる。冷夏によって夏物季節商品の購入減が顕著にみられ、夏季(7~8月)には、サイダー、クーラー、冷蔵庫などの品目では名目値でも大幅減少となった。しかし、年末には寒波の影響で暖房器具、灯油などの購入量が増加した。

このように実質消費支出は減少したものの、平均消費性向(可処分所得に占める消費支出の割合)は77.9%と前年の水準(77.6%)をわずかではあるが上回った。

平均消費性向と裏腹の関係にある黒字率(22.1%)の内訳をみると、貯金純増率(貯金純増の可処分所得に対する割合)は前年に比べて0.5ポイントの低下と大幅に低下した。とくに実質実収入の減少の大きかった第15分位層では、貯金純増率が前年に比べて2分の1以下に低下しており、貯蓄の増加をおさえて消費を維持するという態度が強くみられた。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第2章 高年齢者雇用の現状

(1) 高年齢者雇用の現状

(高年齢者の需給)

高年齢者の雇用失業情勢はなお厳しい状況にある。男子について年齢別有効求人倍率をみると、55歳以上層は、昭和55年で0.20倍と50年の0.08倍に比較すると上昇しているものの、54歳以下層の1.41倍に比べて低い水準にある。このような有効求人倍率の低さは、就職率にも影響している。50年当時と比較して改善してきているが、就職率は、54歳以下層は8.7%であるのに対して、55歳以上層は3.6%である。一方、失業率をみても、55歳以上層の失業率は55年で3.4%であり、54歳以下層の失業率が1.8%であることを考えると、その水準は高い。このように高年齢者の需給は、失業率をみても他の年齢層との間に差があるが、総理府「労働力調査特別調査」によって、男子完全失業者のうち離職者の離職理由をみると、「非自発的な理由」による失業は、25～54歳層では43%であるのに、55歳以上層では88%、定年退職者を除くと67%となっている。また、高年齢の失業者には失業期間の長い者が多い。失業期間6か月以上の者は、54歳以下層では20～30%程度であるのに対し、55歳以上層では62%と半数を超えている(付属統計表第68表)。

(高年齢者の雇用率)

高年齢者の雇用失業情勢はこのように厳しいものの、その雇用率は改善してきている。「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」によって、各企業は雇用者のうち55歳以上の高年齢者を6%以上雇用する努力義務が課せられている。企業の実際の高年齢者雇用率は52年、53年には5.6%であったが、54年には5.8%、55年には6.2%へと上昇し、全企業平均では、法定雇用率を上回っている。また、雇用率未達成企業の割合も、53年の57%から54年には54%、55年には52%へと低下しており、法定雇用率未達成の企業はほぼ半数となっている。しかし、大企業の雇用率は低く、法定雇用率未達成企業の割合も高い。52年の雇用率を企業規模別にみると、100～299人規模では8.3%であったが、規模が大きくなるにしたがって低下し、1,000人以上規模では3.9%であった。その後各規模とも雇用率は上昇し、55年には100～299人規模では8.9%、300～499人規模では7.1%、500～999人規模では6.3%といずれも法定雇用率を上回っている。しかし、1,000人以上規模では4.5%となお法定雇用率を下回っている。また、法定雇用率未達成企業の割合も、100～299人規模では46%と半数以下であるのに対し、300人以上規模では60%を超えており、とくに1,000人以上規模では78%と高い(付属統計表第69表)。

また、産業別に実際の雇用率をみると、サービス業、建設業で高く、卸売・小売業、製造業、金融・保険・不動産業で低い。このような産業間の雇用率の差は、のちにのべるような定年制の有無や定年延長の進展の程度に加えて、雇用者に占める女子雇用者の割合の違いによっても影響を受ける。女子雇用者が雇用者全体に占める割合の高い卸売・小売業、金融・保険業、製造業の一部では、高年齢者の雇用率が低い。サービス業でも女子比率は高いが、定年制のない企業の割合が高いため、高年齢者の雇用率は高くなっている。

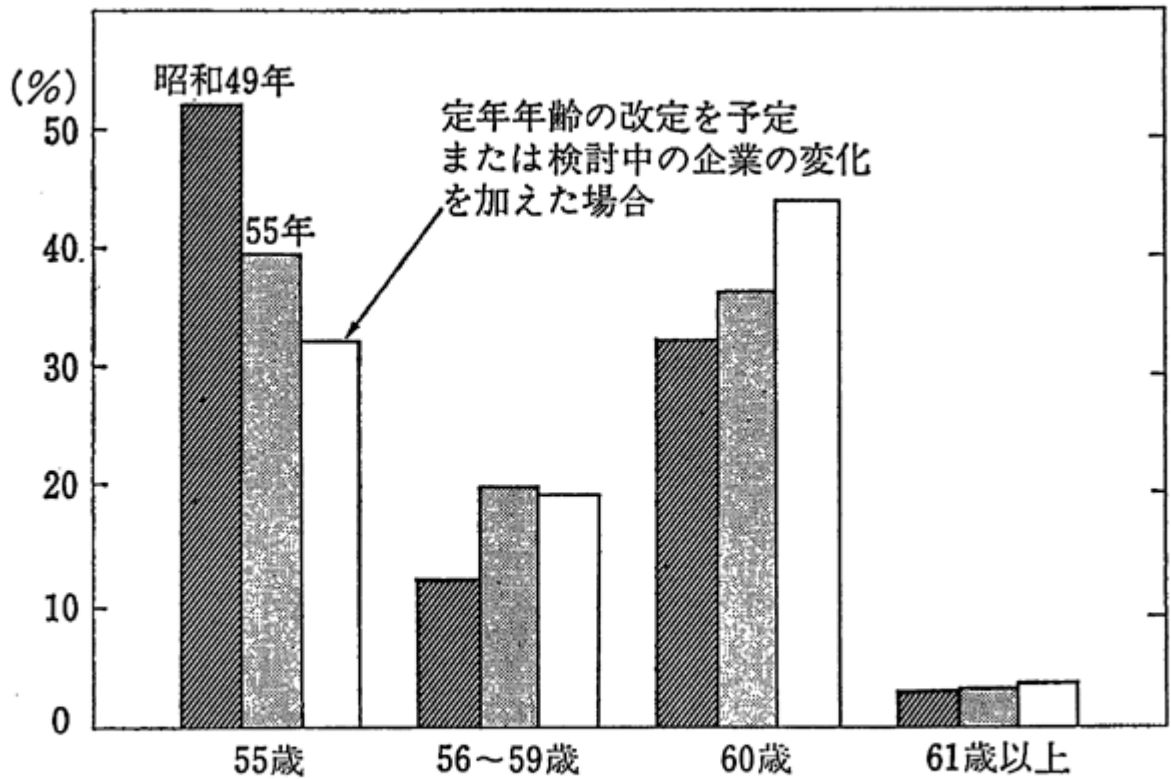
(定年制の現状)

高年齢者の実際の雇用率が上昇したことについては、定年延長や雇用率達成のための指導が強化されたことも大きな役割を果たしているであろう。労働省「雇用管理調査」(昭和55年)によって30人以上規模企業の定年制の実態をみると、82%の企業が定年制を設けている。定年制を定めている企業は300人以上の企業ではほとんどであるが、規模が小さくなるにしたがって設定企業の割合は低下する。また、産業別にみると、設定企業の割合は建設業、サービス業では低く、電気・ガス・水道・熱供給業、金融・保険業・不動産業、卸売・小売業では高い(付属統計表第70表)。

定年制を定めている企業のうち、73%は一律に定年制を定めている。一律定年制のある企業の定年年齢をみると、55歳とする企業は40%、56～59歳の間に定めている企業は20%、60歳以上とする企業は40%となっている。これを49年と比較してみると、55歳を定年年齢とする企業の割合は大きく低下し、56～59歳、60歳以上を定年年齢とする企業の割合はいずれも高まっている(第4図)。

第4図 定年年齢の推移

第 4 図 定年年齢の推移



資料出所 労働省「雇用管理調査」

(注) 一律定年制をとる企業の定年年齢別割合である。

定年年齢を企業規模別にみると、5,000人以上規模では60歳定年制をとる企業が49年の11%から55年には28%へと急激に増加しているが、55歳定年制をとる企業も55年でなお35%を占めている。1,000～4,999人、300～999人規模では、この間に55歳定年制をとる企業が多少減少し、60歳定年制をとる企業がやや増加しているが、目立った変化はない。さらに、100～299人、30～99人規模では55歳定年制をとる企業がかなり減少し、一方60歳定年制をとる企業が増加している。とくに30～99人規模では、55年に60歳定年制をとる企業の割合が55歳定年制をとる企業の割合を上回っている(付属統計表第71表)。

また、産業別にみると、定年年齢を60歳以上とする企業は、建設業、製造業、サービス業で多く、電気・ガス・水道・熱供給業、金融・保険業では少ない(付属統計表第72表)。

過去2年間に一律定年制のまま定年年齢を延長した企業について、定年年齢の変化をみると、55歳から60歳に延長した企業が31%と最も多く、次いで57歳から58歳以上へ延長した企業が18%となっている。また、55歳から56～58歳の間の年齢に延長した企業は合計して38%となっている。このように、55歳から60歳に一気に定年年齢を引上げず、1～3歳程度の引上げを図った企業が多いが、定年年齢の改定を予定または検討中の企業も加えた定年年齢別企業割合をみると、60歳を定年年齢とする企業が44%を占めることになり、定年年齢の延長は60歳に向かって着実に進んでいるといえる。なお、今後定年年齢の改定について予定または検討している企業については、70%近くの企業が60歳を最終の定年年齢と考えている。

定年制を定めている企業のうち82%は再雇用制度や勤務延長制度を設けている。大企業(1,000人以上規模企業)の場合は80%の企業が57~58歳まで,50%程度の企業が60歳まで事実上雇用を継続している。小企業(30~99人規模企業)の場合でも60%強の企業が58歳まで,50%程度の企業が60歳まで事実上雇用を継続している。このように,多くの企業で何らかの形で60歳近くまで継続雇用が行われている。

(早期退職優遇制の導入)

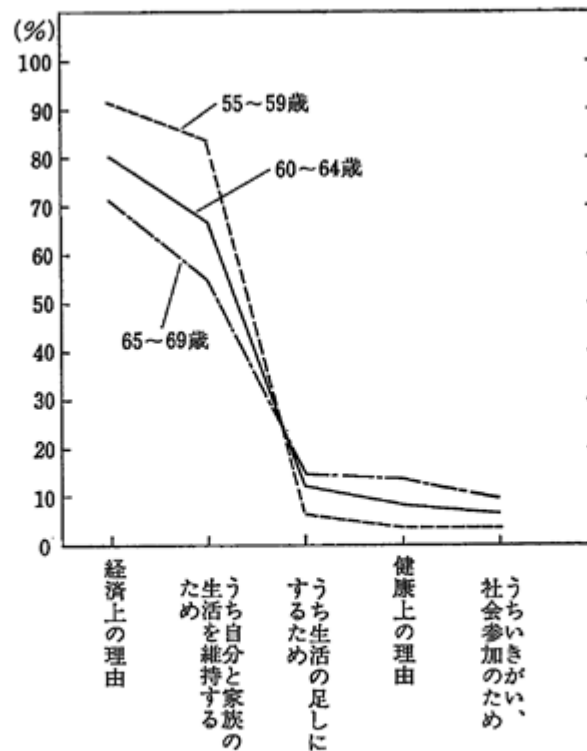
定年延長が図られる一方で,定年年齢より早い時期に退職した場合に,退職金の支給額について優遇するいわゆる早期退職優遇制度も導入されている。これはとくに大規模企業に多い。「雇用管理調査」によってみると,55年には30人以上規模では3%の企業が実施しているにすぎないが,5,000人以上規模では34.1%の企業が,1,000人以上規模では19.8%の企業がこうした制度を設けている。このような制度を設けていない企業でも,「設ける予定がある」,「検討中である」とする企業は13%を占め,とくに5,000人以上規模では38%の企業が「設ける予定がある」,「検討中である」と答えている。優遇を行う年齢を中央労働委員会事務局「退職金,定年制および年金事情調査」(昭和54年,1,000人以上規模企業)によってみると,50歳とする企業は41%と最も多く,次いで55歳とする企業が28%となっている。40歳台とする企業は19%と少ない。

(高い高齢者の就業意欲)

一方,高齢者の意識をみると,50歳台後半層はいうに及ばず,現在被用者年金の受給資格が得られる60~64歳層についても就業希望者が多い。労働省「高齢者就業等実態調査」(昭和55年)によると,男子60歳台前半層の就業率は75%で,55~59歳層の89%と比較すると低いものなお多くの者が就業している。これに,就業を希望している者を加えると89%となり,60歳台前半層でも大部分の者が就業意欲をもっている。この年齢層の就業希望理由をみると,「自分と家族の生活を維持するため」とする者が67%を占める一方,「健康上の理由」,「いきがい,社会参加のため」,「頼まれたから,ひまだから」という理由をあげる者はそれぞれ9%,6%,3%ときわめて少ない(第5図)。

第5図 高齢者の就業希望理由

第5図 高齢者の就業希望理由（昭和55年）



資料出所 労働省「高齢者就業等実態調査」

（注） 就業者および就業希望者の合計を100とした割合である。

総理府統計局「家計調査」(昭和55年)によってみても、世帯主の年齢が60～64歳層の家計の実収入のうち67%は「世帯主収入」であり、収入のなかで最も大きな割合を占めている。もっとも、世帯主収入の割合は50～54歳層の80%、55～59歳層の77%と比較して低く、「他の世帯員収入」、「社会保障給付」の割合が高くなるが、その割合は水準としては低く、60～64歳層家計で世帯主収入の果たす役割は大きい(附属統計表第73表)。

60歳台前半層の就業が主として経済的動機によることは、仕事以外の収入額と就業率の関係にも現われている。「高齢者就業等実態調査」によって60～64歳層の男子の仕事以外の収入額(年金を含む)と就業率の関係をみると、仕事以外の収入額が4万円以下の場合には85%、5～9万円の場合には68%、10～14万円の場合には56%、15万円以上の場合には58%となっており、15万円未満までは、仕事以外の収入額が多いほど就業率は低い。

収入確保のため就業を希望している者が多いため、60歳台前半層の雇用の確保は今後の課題となっている。この年齢層では個々人の能力・体力に差が出てくることから、定年延長、再雇用、勤務延長などによる雇用の延長とともに、就業者の必要に応じて就業形態を配慮する必要がある。

第1部 昭和55年労働経済の推移

第2章 高年齢者雇用の現状

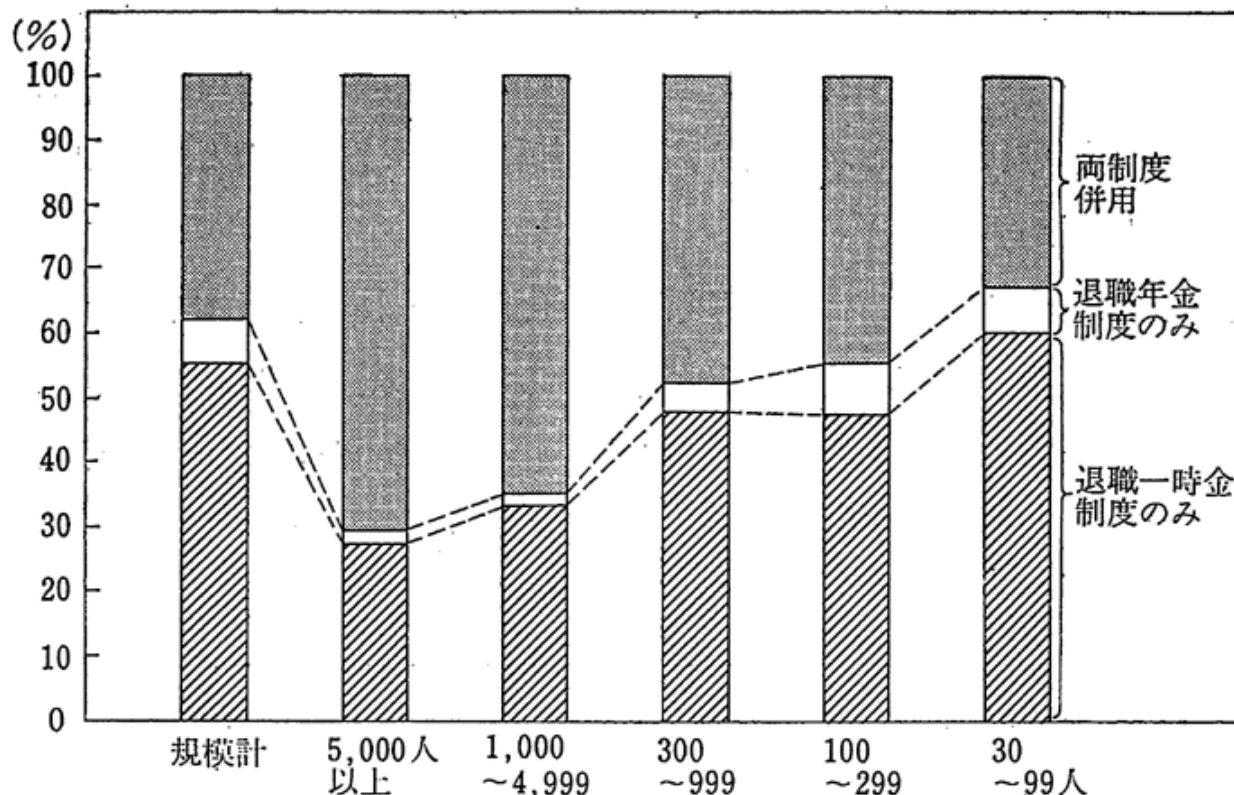
(2) 企業年金の動向

(退職一時金の年金への移行)

60歳までの定年延長が進められる一方で、退職金の支払い月数の減少と年金化が進んでいる。「退職金、定年制および年金事情調査」によって、勤続32年、55歳で定年退職した大卒男子のモデル退職金の支払い月数をみると、昭和48年には42.5か月であったが、54年には39.5か月となった。「雇用管理調査」によると、55年1月現在で定年制を定めている企業のうち退職金制度のある企業は87%であり、そのうち退職年金制度のある企業は45%となっている。このうち「退職年金制度のみ」とする企業は7%で、残り38%の企業は退職一時金と退職年金の併用となっている。これを企業規模別にみると、5,000人以上の大規模企業では、退職金制度のある企業のうち退職年金制度のある企業は73%に及ぶが、そのほとんどが退職一時金と退職年金の併用となっている。しかし、企業規模が小さくなるにつれて退職年金制度をとり入れている企業の割合は低下し、退職一時金制度をとる企業の割合が高い。とくに30~99人規模では退職年金制度(退職一時金制度を含む)をとる企業の割合は40%で、「退職一時金制度のみ」とする企業の割合が高い(第6図)。

第6図 退職金制度の形態

第6図 退職金制度の形態 (昭和55年)



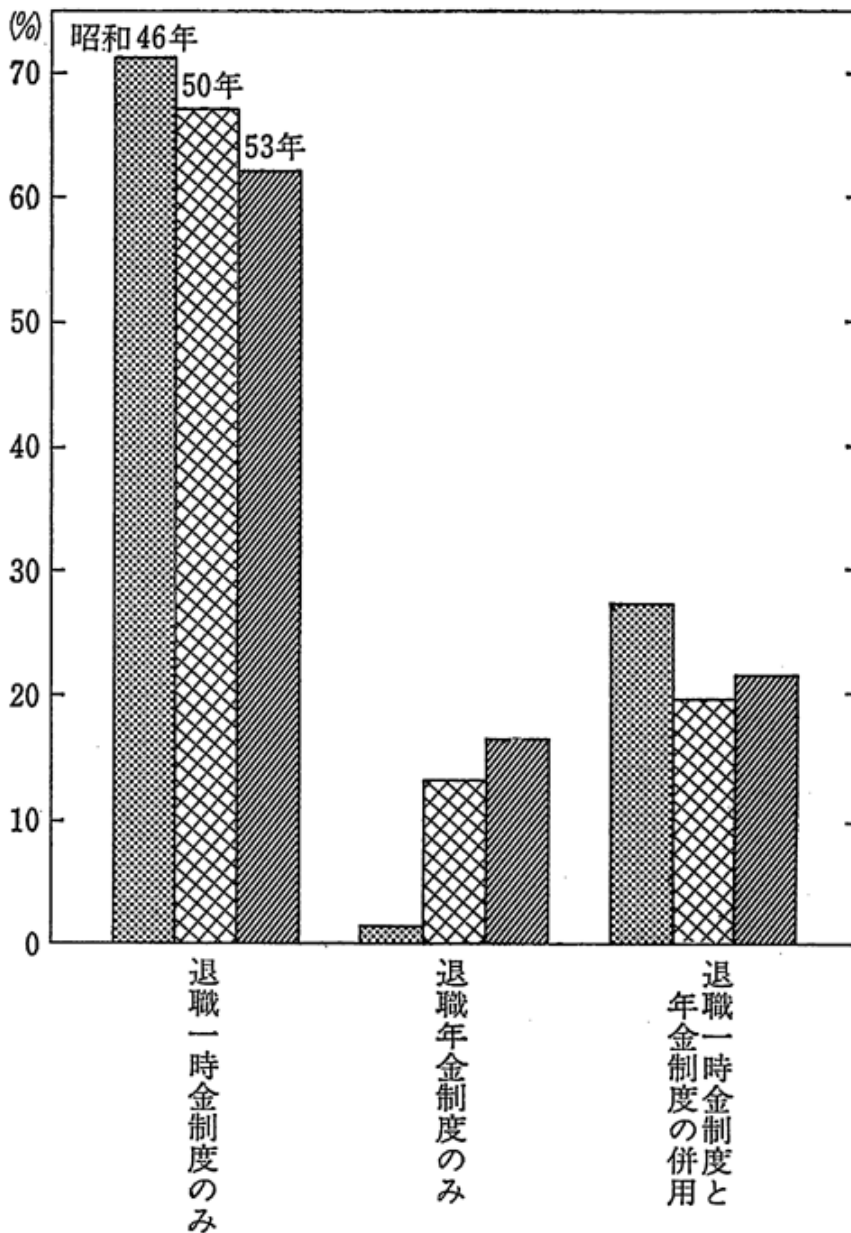
資料出所 労働省「雇用管理調査」

(注) 退職金制度のある企業を100とした企業割合である。

退職一時金制度と退職年金制度の関係を労働省「退職金制度調査」によってやや長期的にみると、46年では「一時金制度のみ」とする企業が71%であったが、53年には62%に減少し、一方退職年金制度をとり入れている企業の割合は46年の29%から53年には38%へと増加し、退職一時金制度から退職年金制度への移行がみられる(第7図)。

第7図 退職金制度の形態の変化

第7図 退職金制度の形態の変化



資料出所 労働省「退職金制度調査」

(注) 退職金制度のある企業を100とした企業割合である。

(退職年金制度についての労使の考え)

しかし、企業が退職年金制度をとり入れた動機をみると、退職一時金に対する企業負担の平均化を考えたことによる場合が多い。53年に日本経済新聞社が東証および大証の一部上場企業を対象に行った調査によれば、企業年金の導入は「会社側の提案」によるものが80%であるが、導入の理由として、「退職一時金コストが平均化される」をあげた企業が50%を占め、「老後の生活保障機能が強い」(39.4%)、「税法上有利」(25.7%)などの理由をあげる企業の割合を上回っている。

労働組合の企業年金に対する態度にも変化がみられる。日本経済新聞社の調査でも、企業年金の導入を「労働組合から提案した」企業は4.3%にすぎず、労働組合は従来企業年金について必ずしも積極的な姿勢を示してはいなかった。しかし、最近、総評、同盟とも企業年金を老後の所得保障の一環としてとらえ、公的年金を補完するものとして位置づけるようになってきている。

(企業年金の形態、支給期間)

企業年金には厚生年金基金(調整年金)、税制適格年金、自社年金がある。労働省「退職金制度調査」によって企業年金の形態をみると、53年には厚生年金基金(調整年金)を採用している企業が9%、適格年金を採用している企業が82%、両者を併用している企業が6%、その他が3%となっている。企業規模別にみると、1,000人以上規模では厚生年金基金(調整年金)42%、適格年金47%とそれぞれの採用企業の割合は同程度であるが、1,000人未満規模では適格年金を採用している企業が80%以上を占めている(付属統計表第74表)。

企業年金(厚生年金基金を除く)の支給開始年齢については、55歳とする企業は35%、60歳とする企業は38%で、これを一律定年制を採用する企業の定年年齢の分布と比較するとほぼ同様の分布を示す。支給開始年齢が59歳以下になっている企業は60%を占めている。

また、企業年金の支給期間をみると、適格年金については厚生年金や厚生年金基金のように終身年金とする企業は少なく、多くは有期年金となっている。「退職金制度調査」によってみると、適格年金や自社年金の支給期間を終身とする企業は11%で、その他は有期年金であるが、そのなかでも10年間の年金とするものが92%を占めている(付属統計表第75表)。

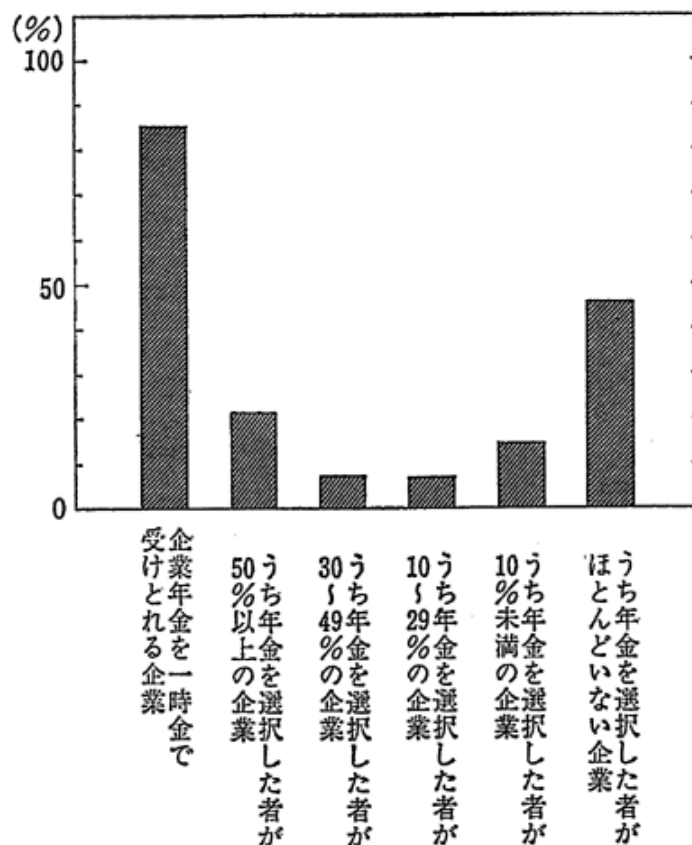
企業年金で何らかのスライド制をとり入れているものは少ない。「退職金制度調査」によって退職年金制度(厚生年金基金を除く)を設けている1,000人以上規模企業について、物価や賃金など何らかのスライド制を設けているかどうかをみると、スライド制のある企業は4%となっている(付属統計表第76表)。今後、企業年金に何らかのスライド制を導入すべきかどうかについて、企業の考え方を日本経済新聞社の調査によってみると、「できるだけ早く導入する必要がある」とする企業は2%にすぎないが、「ゆくゆくは導入する必要がある」とする企業は32%である。しかし、「将来も導入すべきでない」とする企業も25%を占めている。

(企業年金受給の実態)

このような企業年金の現状のもとで、現実には退職者の多くは退職年金を選択せず、退職一時金を選択するケースが多い。日本経済新聞社の調査によれば、厚生年金基金を含む企業年金について、退職年金と退職一時金の選択を退職者に認めている企業は85%であるが、そのうち46%の企業では年金を選択する人はほとんどいない。50%以上の退職者が年金を選択した企業は22%にすぎない(第8図)。

第8図 企業年金を一時金で受けとる制度の有無と年金選択の実態

第8図 企業年金を一時金で受け取る制度の有無と年金選択の実態（企業構成）



資料出所 日本経済新聞社調べ（昭和53年）

このように退職時に年金よりも一時金を選択する者が多いのは、1つには退職者が退職時にまとまった額の資金を必要としていることがあると考えられる。「定年到達者調査」によって退職一時金の使途をみると、「退職後の生活費」とするものが61%と最も多いが、「持家の建築費」40%、「子供の結婚費用」30%、「持家を建てるための土地購入費」9%で一時期にまとまった額を必要とする使途をあげる者が多い。

しかし、全体の傾向としては、退職一時金の年金化は今後も進むものと考えられる。企業の今後の方針をみても、「退職一時金の年金化」をあげる企業は36%を占め、とくに1,000人以上規模では63%の企業が退職一時金の年金化を考えている。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第3章 心身障害者雇用の現状

(心身障害者の就業分野)

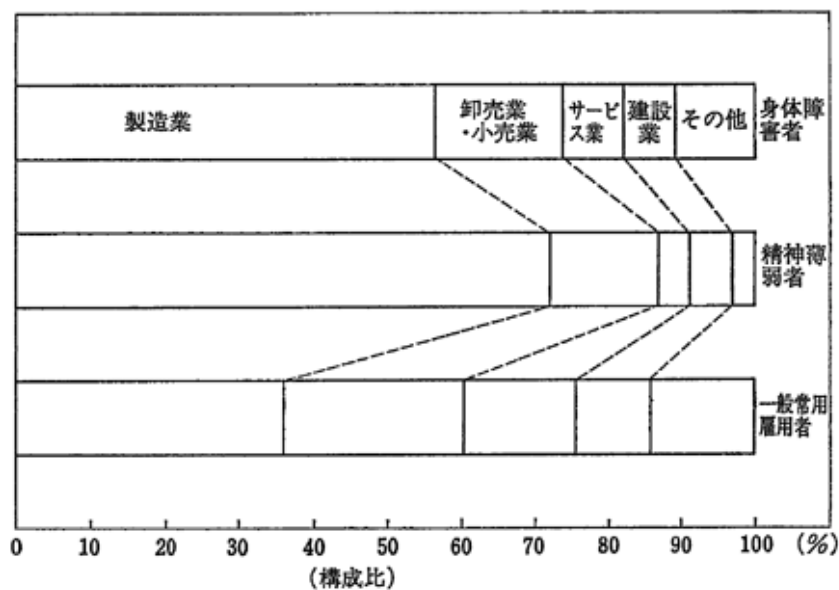
厚生省「身体障害者実態調査」(昭和55年2月)によると身体障害者(18歳以上)は197万7,000人で、このうち就業している者は63万8,000人である。

身体障害者の雇用の実態を労働省「身体障害者等就業実態調査」(昭和53年11月)によってみよう。

まず産業別構成をみると、製造業に雇用されている者は57%で最も多く、次いで卸売・小売業が17%である。一般常用雇用者の製造業の占める割合は36%であるから、身体障害者は製造業に多く雇用されている。卸売・小売業、サービス業では一般常用雇用者の雇用割合を下回っている(第9図)。

第9図 心身障害者が雇用されている産業

第9図 心身障害者が雇用されている産業(昭和53年)



資料出所 労働省「身体障害者等就業実態調査」(昭和53年11月)
 総理府統計局「事業所統計調査」(昭和53年)

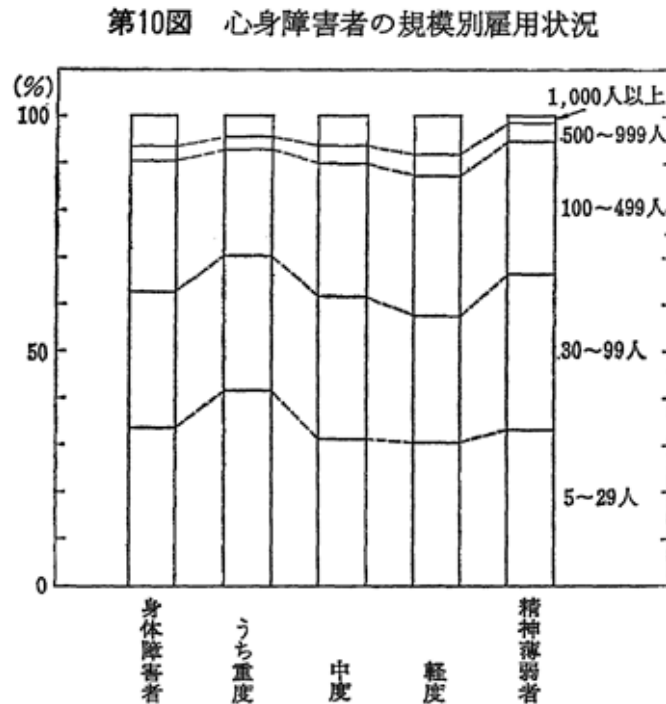
- 注) 1) 事業所規模5人以上のものである。
 2) 農林水産業を除く産業の雇用者数を100とした割合である。

事業所の規模別にみると、500人以上の大規模事業所に雇用されている身体障害者は10%で、一般常用雇用者の13%と比較すると少なく、5~499人規模の事業所で雇用されている身体障害者は90%を超え、一般常用雇用者の87%を上回っている。このように、身体障害者はどちらかという中小規模事業所に雇用されている者が多い。

障害の程度別にみると、重度の障害者ほど雇用されている者の割合は低い。そして、事業所規模別にみると、重度障害者ほど小規模事業所で雇用されている者の割合が高い(第10図)。

精神薄弱者で雇用されている者について産業別構成をみると、製造業が72%であり、次いで卸売・小売業が15%となっている。製造業に雇用されている者の割合は、一般常用雇用者だけでなく身体障害者と比較してもかなり高い(第9図)。また、500人以上規模事業所に雇用されている者は5%であり、小規模事業所で雇用されている者が多い(第10図)。

第10図 心身障害者の規模別雇用状況



資料出所 労働省「身体障害者等就業実態調査」

(身体障害者の雇用率)

身体障害者の雇用はしだいに改善の方向を示している。身体障害者の雇用率は、身体障害者雇用促進法によって昭和35年に法制化された。同法は51年に改正され、法定雇用率も民間企業については1.5%に引き上げられた。法改正後の実際の雇用率をみると、52年1.09%、53年1.11%、54年1.12%、55年1.13%(各年とも6月)となっており、法定雇用率を下回っているものの徐々に上昇してきている。

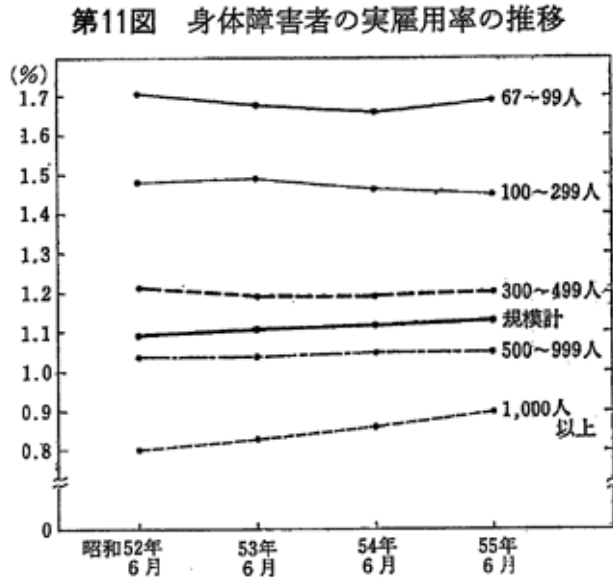
55年6月現在で実際の雇用率を企業規模別にみると、67~99人規模では1.68%と法定雇用率を上回っているが、これより大きい規模では、100~299人規模1.45%、300~499人規模1.20%、500~999人規模1.05%、1,000人以上規模0.90%と規模が大きくなるほど低い。しかし、これを52年以降の変化としてみると、1,000人以上の大規模企業では着実に上昇しているが、他の規模ではほとんど変化していない。

55年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた身体障害者1万1,366人を企業規模別にみると、1,000人以上規模が43%を占めて最も多く、次いで100~299人規模の28.9%、67~99人規模の10.1%となっている。大規模企業が、最近身体障害者の雇用について積極的な姿勢を示していることがうかがわれる(第11図)。

次に、実際の雇用率を産業別にみると、鉱業、サービス業、製造業で高く、卸売・小売業、金融・保険・不動産業で低い。また、52年から55年にかけての変化をみると、金融・保険・不動産業で0.48%から0.71%へとしだいに上昇しているのが目立っている(付属統計表第77表)。55年6月1日までの1年間に新規に雇い入れた身体障害者が雇用されている身体障害者総数に占める割合をみても、金融・保険・不動産業が18.4%と最も高く、次いで卸売・小売業10.2%、サービス業8.5%、製造業7.6%となっている。

実際の雇用率を製造業の各業種についてみると、木材、家具、金属製品、繊維・衣服、パルプ・紙・出版で高く、化学工業、機械工業、食料品、たばこでは低い。

第11図 身体障害者の実雇用率の推移



資料出所 労働省職業安定局集計

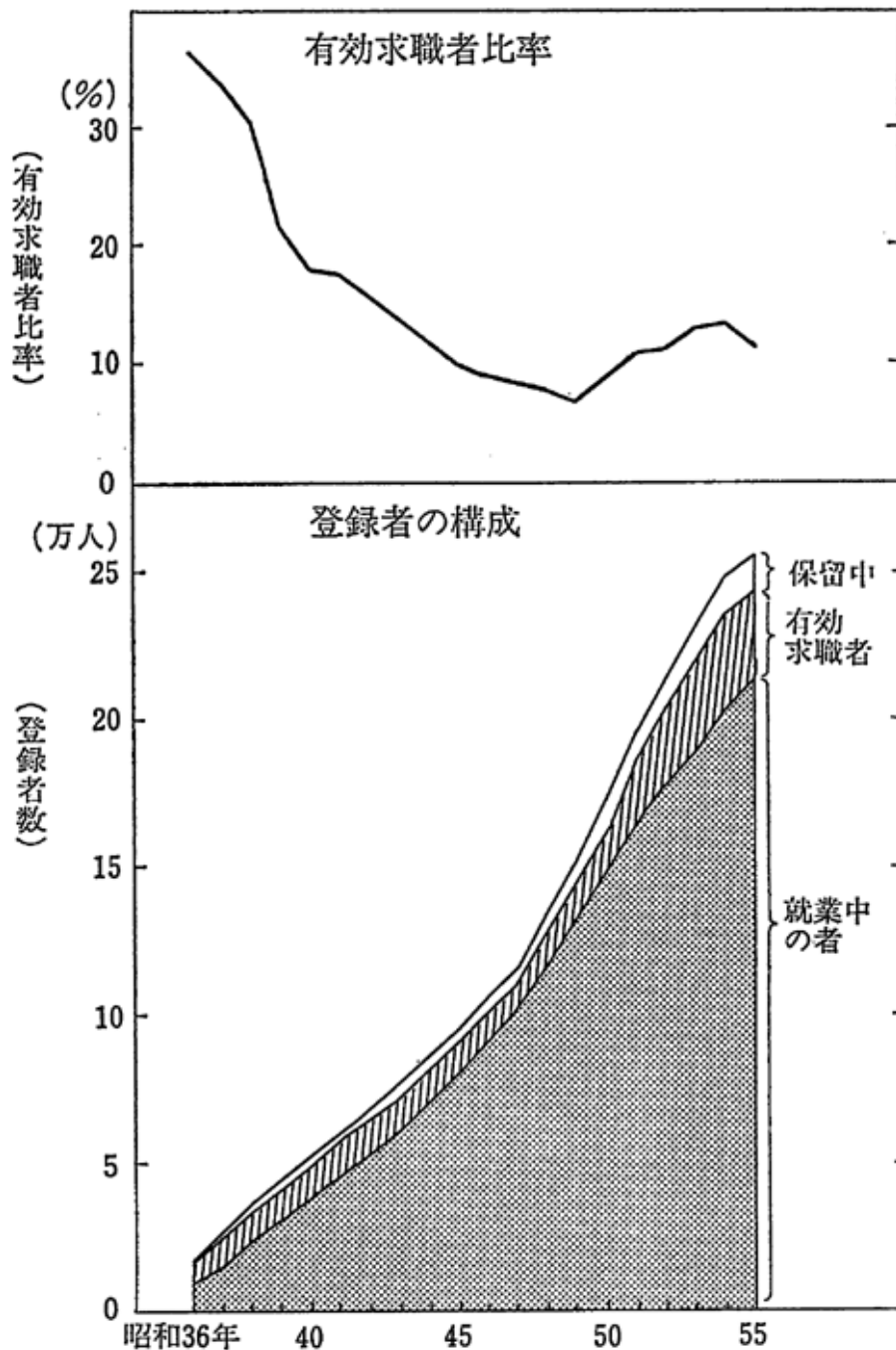
(心身障害者の雇用動向)

また、心身障害者の雇用動向は、公共職業安定所の業務統計によってもみることができる。公共職業安定所では、就職を希望する心身障害者に対して求職登録を行っているが、登録者のうち就業中の者は36年3月末の9,422人からしだいに増加して、55年3月末には21万3,723人となった。また、登録者のうち有効求職者数は36年3月末の6,403人から55年3月末には2万9,573人へと増加しているが、登録者に占める有効求職者の割合は、55年3月末には11.6%で、36年3月末の36.4%と比較すると低くなっている。

公共職業安定所の登録者に占める有効求職者の割合を長期的にみると、36年から49年までは一貫して低下したが、50年から54年にかけてはむしろ上昇している。有効求職者数も49年までは登録者数と就業者数がほぼ並行して増加したため、毎年9,000~10,000人程度で推移したが、50年以降はその数が急速に増加した(第12図)。公共職業安定所に心身障害者として登録されている者のうち就業している者の増加率(年率)をみると、37~49年間には19.7%、50~54年間には8.6%である。50年代に入ってから、心身障害者の就業者の伸びも全就業者の伸びと並行して鈍化している。登録者の増加率とそのうちの就業者の増加率を比較すると、37~49年間には就業者の増加率が登録者の増加率を上回ったが、49~54年間には登録者の増加率が就業者の増加率を上回っている。

第12図 公共職業安定所における登録者、有効求職者等の推移

第12図 公共職業安定所における登録者、有効求職者等の推移



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 各年3月末の数値である。

2) 有効求職者比率 = 有効求職者数 / 登録者数

3) 保留中とは、現在病気等の理由により紹介あっ旋の対象とならない者である。

公共職業安定所では心身障害者の就職に努力を重ねており、公共職業安定所を通じた就職件数をみると、35年の7,000人からしだいに増加し、43年には1万人を超え、そして48年には2万人を超え、55年には2万8,000人に及んでいる。また、就職率(就職件数/新規求職者)は55年に53.7%で、公共職業安定所における全求職者の就職率は32.3%であるから、心身障害者の就職率はかなり高い水準である。

(各国の心身障害者雇用対策)

このように、心身障害者の雇用は長期的に改善しているものの、なお厳しい。この点は外国においても同様である。イギリスでは心身障害者について登録制をとっており、各企業は登録障害者を少なくとも3%雇用するよう義務づけられている。しかし、実際の雇用率は1978年で1.7%とこれをかなり下回っている。登録障害者のうち失業中の者は、1980年で6万人を数え、これは登録障害者の12.8%を占める。イギリスの失業率は6.8%であるからほぼその2倍の水準である。

西ドイツでは心身障害者で50%以上稼得能力を喪失している者を重度障害者として、雇用主に6%の雇用率を義務づけているが、実際の雇用率は1979年で5.0%である。

心身障害者の就職が困難ななかで、各国でも各種の雇用対策が行われている。イギリス、西ドイツなどでは雇用率制度が設けられているし、雇用率制度のないアメリカでは、連邦政府と2,500ドルを超える受注契約を結ぶ企業に、心身障害者の雇用を促進するために積極的な行動をとることを義務づけている。

心身障害者の雇用促進のためには、雇用対策だけでなく幅広い分野で各種の施策が積極的に推進されなければならない。雇用主をはじめ、社会全体の心身障害者の雇用に対する理解と関心を高めることが重要である。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第4章 労働災害の動向

(1) 死傷災害の状況

昭和55年の労働災害による休業4日以上死傷者数は33万5,706人、死亡者数は3,009人で、前年に比べてそれぞれ5,025人(1.5%)、68人(2.2%)減少した。

また、重大災害(一時に3人以上の死傷者を伴う労働災害)についてみると、発生件数は186件(54年、210件)、死傷者数は1,063人(同1,057人)、死亡者数は133人(同159人)であった。

産業別にみると、休業4日以上死傷者数は建設業が11万2,786人(全体の33.6%)で最も多く、次いで製造業10万6,481人(31.7%)、陸上貨物運送業2万1,807人(6.5%)、林業1万2,490人(3.7%)、鉱業8,477人(2.5%)、交通運輸事業4,624人(1.4%)、港湾荷役業4,108人(1.2%)の順となっている。前年に比べると、交通運輸事業(前年比1.2%増)を除き、鉱業(6.3%減)、港湾荷役業(5.9%減)、陸上貨物運送業(3.6%減)、建設業(3.2%減)、製造業(1.6%減)、林業(1.3%減)のいずれも減少した。

死亡者数は、建設業が1,374人(全体の45.7%)で全体の半数近くを占める。次いで製造業589人(19.6%)、陸上貨物運送業261人(8.7%)、林業117人(3.9%)、鉱業105人(3.5%)、港湾荷役業55人(1.8%)、交通運輸事業52人(1.7%)である。

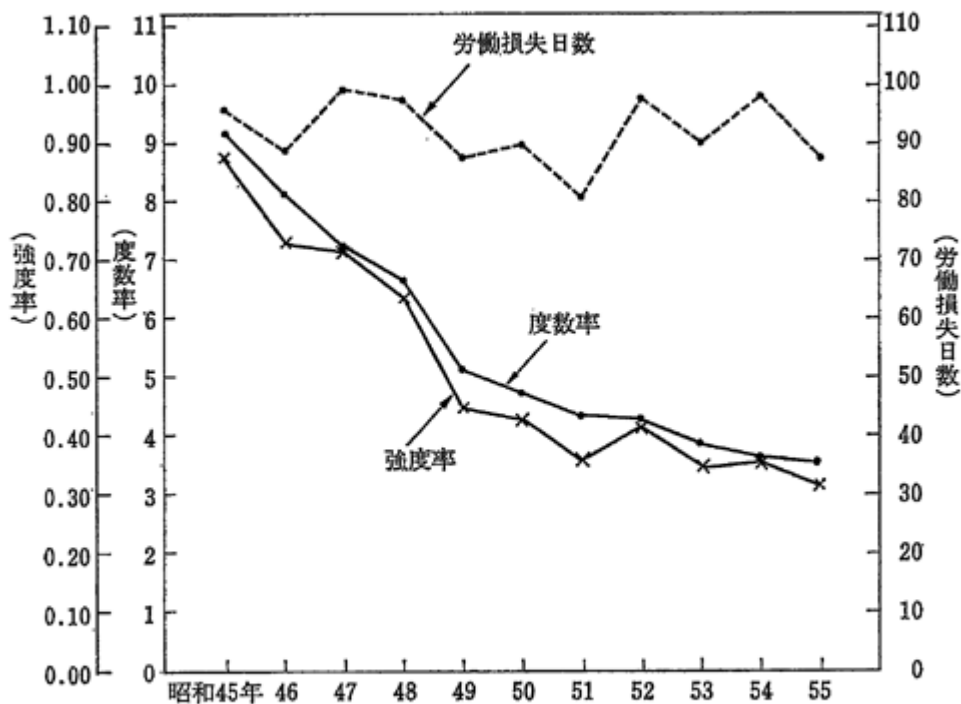
重大災害は建設業が全体の49%、製造業が26%を占めるが、建設業では前年に比べてかなり減少している。

休業4日以上死傷者数を規模別にみると、100人以上規模事業場、100人未満規模事業場(事務組合を含む)とも前年に比べてそれぞれ3.5%、1.0%減少したが、規模が大きいほど減少幅が大きい。

「労働災害動向調査」(規模100人以上の事業所)によると、労働災害のひん度を示す度数率(100万延労働時間当たりの労働災害による死傷者数)は、55年は3.59で前年(3.65)を下回り、過去10年間に6割強低下した。労働災害の重篤度を示す強度率(1,000延労働時間当たりの労働災害による労働損失日数)も0.32で前年(0.36)を下回り、度数率とほぼ同様の傾向で低下している。また、労働災害による死傷者1人当たりの平均労働損失日数は87.9日で前年(98.3日)に比べて10.6%減少した(第13図)。

第13図 労働災害率および労働損失日数の推移

第13図 労働災害率および労働損失日数の推移（規模100人以上）



資料出所 労働省「労働災害動向調査」

産業(大分類)別にみると、度数率は、前年と同様に鉱業(23.40)で最も高く、次いで林業(20.49)、サービス業(洗たく業、自動車整備業、機械修理業、建物サービス業および廃棄物処理業のみ、12.02)の順となっており、電気・ガス・水道・熱供給業(1.45)で最も低い。強度率については、鉱業(2.58)、建設業(1.47)、林業(0.82)において高くなっている。また、強度率を前年と比較してみると、建設業、運輸・通信業およびサービス業は保ち合い、他の4産業は減少となっているが、なかでも鉱業の減少が目立っている。平均労働損失日数は、建設業(193.5日)、鉱業(110.2日)の順に多く、サービス業(23.7日)で最も少ない。

規模別(製造業)にみると、度数率は1,000人以上規模事業所で0.82(前年比8.9%減)、500~999人規模事業所1.86(4.8%減)、300~499人規模事業所3.14(12.1%減)、100~299人規模事業所4.90(4.5%減)となっており、規模が小さくなるほど度数率が高い。前年と比較してみると各規模とも度数率は減少した。なお、55年から調査を再開した30~99人規模の度数率は10.13で、これを1,000人以上規模事業所と比較すると12.4倍となっている。

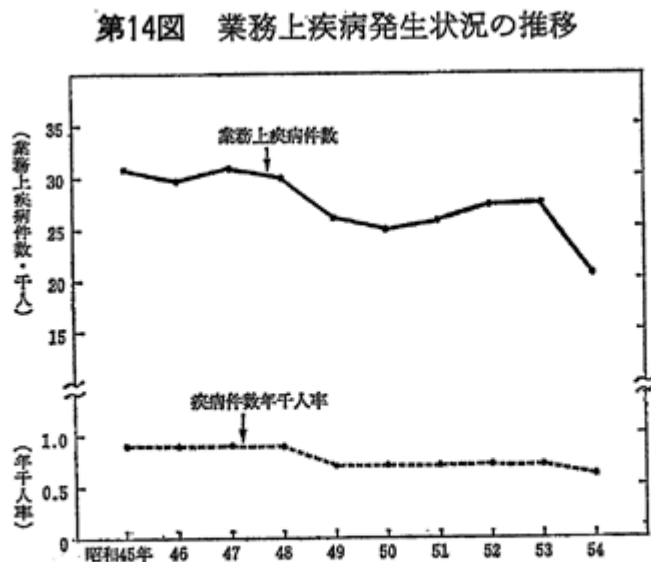
第I部 昭和55年労働経済の推移

第4章 労働災害の動向

(2) 職業性疾病の状況

職業性疾病発生件数は昭和51年以降増加していたが、54年には2万544件と前年の2万7,456件に比べて25.4%減少した。また、労働基準法適用労働者1,000人当たりの疾病件数は、49年以降5年連続して0.7件であったが、54年には0.6件になった(第14図)。

第14図 業務上疾病発生状況の推移



資料出所 労働省「業務上疾病調べ」

54年について疾病分類別にみると、負傷に起因する疾病が1万3,807件(全体の67.2%),次いでじん肺症が2,491件(12.1%),物理的因子による疾病が1,711件(8.3%),過度の負担のかかる作業態様による疾病が1,665件(8.1%),化学的因子による疾病が719件(3.5%)となっている。

産業別では、製造業が7,510件(全体の36.6%),次いで建設業4,422件(21.5%),運輸交通業2,463件(12.0%),鉱業1,996件(9.7%),商業・金融・広告業1,146件(5.6%),農林水産業929件(4.5%),貨物取扱業670件(3.3%)となり、どの産業とも発生件数は前年より減少した。疾病分類別にみると、製造業では負傷に起因する疾病(製造業の疾病の62.5%),物理的因子による疾病(14.3%),運輸交通業,商業・金融・広告業,貨物取扱業,農林水産業では負傷に起因する疾病(それぞれ85.2%,84.6%,85.8%,62.5%),K業ではじん肺症(61.7%)が多い。

54年度中、一主要な職業性疾病に対して行われた労災補償(休業4日以上および死亡)は、1万8,447件(うち死亡484件)で、前年に比べて9.8%増加(死亡は9.9%減)した。そのうち腰痛が8,257件(全体の44.8%,うち非災害性のもの233件)で最も多く、次いで眼疾患2,543件(13.8%),チェーンソー等振動工具による白ろう病等の振動障害2,371件(12.9%),じん肺2,150件(11.7%),難聴等の耳の疾患1,016件(5.5%,うち災害性のもの154件),一酸化炭素,ベンゼン,鉛等の化学物質による疾病(がんを除く)451件(2.4%)などとなっている。

なお、職業性がんに対する労災補償件数は、54年度は49件で、54年度末までの累積認定件数は534件となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 昭和55年労働経済の推移

第4章 労働災害の動向

(3) 実施された労働災害防止対策

昭和55年の労働災害は、54年と比較して結果的には若干の減少となったが、途中経過においては増加気味に推移したため、労働災害防止団体、関係事業者団体等の協力を得て、55年10月末から緊急労働災害防止対策が強力に展開された。

労働災害の発生状況をみると、従来から建設業で多発していること、大企業に比べて中小企業に多いこと、職業性疾病の発生の方が拡大していることなどの問題があることから、55年度には主に以下のような対策が講じられた。

建設業における労働災害防止対策としては、1)建設工事の計画の安全性に関する事前審査制度の充実強化、2)重大事故発生時における救護の安全を確保するための措置、3)下請混在作業現場における安全衛生対策の充実強化などを骨子とした労働安全衛生法および関係政省令の改正が行われた。

中小企業における労働災害防止対策としては、職場環境の改善などに要する資金を貸し付ける労働安全衛生融資の充実を図り、55年度に252件、160億円の融資が行われた。

職業性疾病対策としては、作業環境の測定、特殊健康診断、有害性調査などの実施が促進された。また、林業労働者に多発し問題となっている振動障害の防止対策として、低振動チェーンソーの普及を図るためチェーンソー買換補助制度が実施されるとともに、作業現場にチェーンソー取扱い作業指針の浸透とその定着化を図るため、林業関係事業者・森林組合、行政機関等の代表者で構成される対策会議が全国11県に設置された。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第5章 労使関係の動向

(1) 昭和55年における労働情勢の推移

1) 昭和55年春の賃金交渉の経緯

昭和55年春の賃金交渉は、6月の参議院議員選挙、企業収益の改善、労働力需給の好転、石油価格の上昇とその影響を受けた電力・ガス料金をはじめとする公共料金引上げ、異常気象による野菜価格の高騰などによる消費者物価の上昇と先行き懸念といった情勢を背景に、労働戦線統一論議の活発化のなかで展開された。

各労働団体は、54年末までに55年の賃金交渉方針を決定したが、賃上げ要求基準は表現に差はあるものの8%にそろえられた。

賃金交渉の前段は、例年どおり政策・制度要求をめぐる闘争が中心となり、物価問題、厚生年金支給開始年齢の引上げ問題に焦点が置かれた。物価問題については、先行き予断を許さない状況にあったため3月上旬には産業労働懇話会(労働大臣の私的諮問機関)において、懇話会発足以来はじめて政府に対して提言が行われ、また、55年度予算案審議の過程において自民、社会、公明、民社の4党間において今後の物価動向に細心の注意を払い、事態の進展に即応して適切な対策を講ずる旨合意された(物価関連施策推進費500億円)。

賃金交渉は4月に入って本格化した。4月9日の金属労協傘下組合に対する会社側の回答提示を機に民間主要組合の賃金交渉は解決に向かい、中旬には私鉄が午前6時までのストライキで解決し、商社、化学の一部を除き主要な民間企業の賃金交渉は4月末までにおおむね解決した。

金属労協に対する回答は、好業績を背景にいずれも前年実績を上回ったが、電機労連は回答を不満として5年ぶりに半日ストライキを行った。

私鉄総連は、交連関係組合との共闘の立場をとりつつも、7単産ブリッジ共闘との連携を重視し、私鉄大手は始発直後に解決したため、私鉄と国労、動労などによる交通ゼネストは実施されなかった。

公企体の賃金紛争は、私鉄大手の賃金交渉結着後、公労委における調停が本格化した。民間準拠について労働側が主要民間産業の平均を上回った私鉄賃上げとの連動を強く主張したため難航し、4月16日、公労協系労働者委員が辞任届を提出し、調停が中断するという事態となった。その後、労働大臣などの復帰の要請を受けた労働者委員が5月6日辞任届を撤回し、調停作業が再開された結果、5月14日、調停委員長見解が示されるとともに仲裁に移行し、公企体等の賃金紛争はようやく事実上の解決をみることができた。また、前年に引き続き自主交渉、個別調停の方針をとっていた全電通関係の賃金紛争も、5月14日に調停に移行し、20日の調停委員長見解提示、仲裁移行により事実上解決した。

55年春の賃金交渉の結果は、労働省労政局調べによると、民間主要企業288社の加重平均で、賃上げ額1万1,679円、賃上げ率6.74%(54年9,615円、5.83%)、単純平均で賃上げ額1万1,953円、賃上げ率6.87%(54年9,959円、6.00%)となり、額、率とも前年を上回った。また、産業間、企業間の格差は前年に比べて縮小し、企業間の分散係数(賃上げ額の4分位係数)は0.06(前年0.10)となった。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第5章 労使関係の動向

(1) 昭和55年における労働情勢の推移

2) 55年夏期,年末一時金交渉の結果

労働省労政局調べ(調査対象企業288社)によると,55年夏の一時金交渉の結果は,加重平均で44万7,985円,前年比10.3%増と,54年夏期,年末に続き3期連続2桁台の伸びとなった。

業種別の妥結額をみると,新聞・放送,化学・卸売・小売,自動車の順に高く,低い方からみれば繊維,鉱山,造船,電線の順であった。また,対前年比伸び率は,構造不況から脱した造船が最も高く,次いで鉱山,鉄鋼,化学,パルプ・紙が高く,前年を下回った証券,水産,食料品のほか,セメント,電力が低かった。

55年年末の一時金交渉の結果は,加重平均で48万2,672円,前年比8.7%増であった。業種別の妥結額をみると,新聞・放送,水産・食料品,卸売・小売証券の順で高く,一方,繊維,鉱山,造船,電線が低かった。また,対前年比伸び率は,夏期に続き造船が最も高く,次いで鉄鋼,鉱山,印刷で高く,セメント,水産,食料品,化学,ゴム製品,ガスで低かった。

第I部 昭和55年労働経済の推移

第5章 労使関係の動向

(1) 昭和55年における労働情勢の推移

3) 55年秋季,年末の動き

6月の衆参両院同日選挙は自民党の安定多数確保という結果に終わったが,その後労働4団体は政策,制度要求を中心に共同行動を強めた。労働4団体は,政策要求課題について協議するため各団体の副事務局長・副書記長による政策委員会を8月に設け,物価,減税問題を中心に秋から年末にかけて,共同で対政府申し入れを行うとともに,連携集会を開催した。7月の総理大臣会見に際しては,55年度の消費者物価を政府見通しの6.4%以下におさえること,物価調整減税を実施することなどを申し入れ,9月には臨時国会に向けて物価と景気両にらみの経済運営,物価対策などについて政府に対し申し入れた。56年度予算編成に先立つ11月の総理大臣との会見では,56年度の経済成長率の目標を6%程度,,物価上昇率を5%以下にすること,物価調整減税を実施することなどを要請した。

また,政策推進労組会議は,同じく物価対策,所得税減税などについて政府,自民党へ申し入れを行ったが,とくに行政改革の実施を強く要請した。

3公社5現業の賃金紛争にかかる公労委の仲裁裁定のうち,国鉄,郵政の仲裁裁定は国鉄再建法案および郵便法改正法案との関連で議決案件として国会に付議され,,10月29日に可決成立した。8月10日に出された人事院勧告(平均4.61%引上げ)に基づく公務員給与改定については,給与法と公務員の退職手当削減,定年制導入の関連法案が絡んで難航したが,11月28日に給与法案が成立し,他の2法案は継続審査となった。

年末一時金交渉は前年同様,政労協の交渉が難航して3波にわたる統一ストライキが実施されたほかは,,おおむね平穏裡に終わった。電々公社の手当問題は,年末手当は2.5ヵ月分で妥結したものの,組合側の要求するプラスアルファの0.4ヵ月分は継続交渉となり,解決は56年3月にもちこされた。

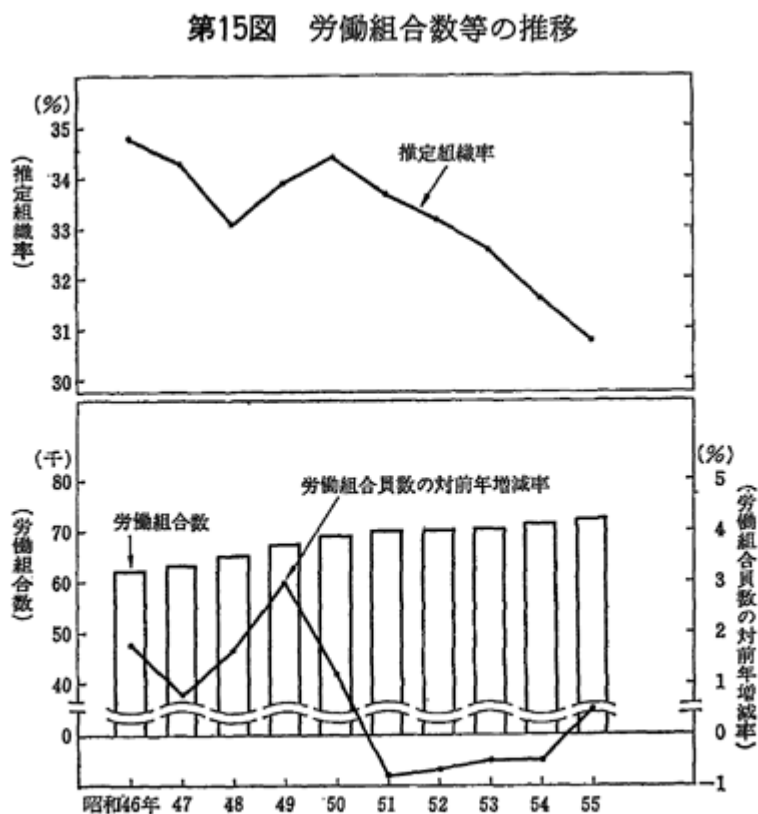
第I部 昭和55年労働経済の推移

第5章 労使関係の動向

(2) 労働組合組織および労働争議の動き

「労働組合基本調査」によれば、55年6月現在の労働組合数は、単位労働組合で7万2,700組合、単一労働組合で3万4,200組合で、前年同期に比べて900組合(1.3%)増加し、労働組合員数は1,236万9,000人で、前年同期に比べて6万1,000人(0.5%)増加した。また、推定組織率(雇用労働者に占める組合員の割合)は30.8%で前年(31.6%)を0.8ポイント下回り、5年続いて低下した(第15図)。

第15図 労働組合数等の推移



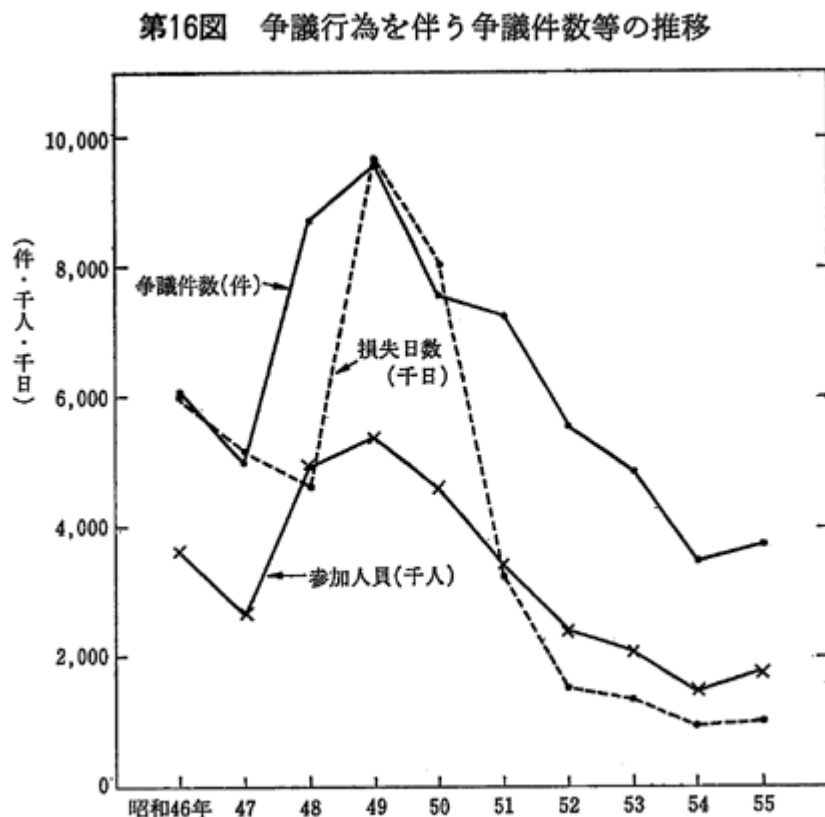
資料出所 労働省「労働組合基本調査」

産業別に労働組合員数の動きをみると、増加した産業は、サービス業(前年比2万9,000人,1.8%増)、建設業(2万8,000人,4.1%増)、卸売・小売業(2万5,000人,3.3%増)、金融・保険・不動産業(1万9,000人,1.9%増)であり、一方、製造業(4万5,000人,1.1%減)では50年以降減少が続いている。

主要労働団体組織別の傘下組合員数は、総評455万1,000人(前年比2,000人,0.1%減)、同盟216万2,000人(1万5,000人,0.7%増)、新産別9万2,000人(1,000人,1.5%減)、中立労連135万8,000人(2万1,000人,1.6%増)、金属労協186万9,000人(5,000人,0.3%増)、化学エネルギー労協65万5,000人(2万4,000人,3.6%減)である。なお、総評、同盟、新産別、中立労連の労働4団体のいずれかに加盟している労働組合員は813万3,000人で、全労働組合員の65.7%を占めている。

「労働争議統計」によって、55年の労働争議の状況をみると、総争議件数は4,376件(前年比8.7%増)、総参加人員は545万6,000人(20.2%増)、また争議行為を伴う争議は3,737件(7.0%増)、行為参加人員は176万8,000人(19.8%増)であった。総争議、争議行為を伴う争議とも、50年以来毎年減少を続けていたが、55年は増加に転じた。半日以上ストライキに伴う労働損失日数は99万8,000日で、これまでの最低であった54年の91万9,000日に比べて8.7%の増加となった(第16図)。

第16図 争議行為を伴う争議件数等の推移



資料出所 労働省「労働争議統計調査」

第I部 昭和55年労働経済の推移

第5章 労使関係の動向

(3) 56年上期における労働情勢

56年春の賃金交渉は、自民党の安定多数、財政再建・行政改革論議の活発化、景気のかげり現象の持続、雇用情勢の改善傾向の足踏み、企業収益の悪化、消費者物価の落ち着き傾向といった政治経済情勢を背景に、労働戦線統一の具体的な話合いの進展などの情勢も絡みながら展開された。

消費者物価は、55年2月以降前年比7~8%台の上昇率で推移し、56年に入ってから6~7%台の上昇率が続いたため、55年度平均消費者物価上昇率は政府改訂見通しの7%程度を上回り、また、実質賃金は55年2月以降ボーナス月を除き前年の水準を下回って、年(度)間を通じて減少するという状況となった。このため賃上げ交渉に際して、物価と賃金との関係が注目された。

各労働団体は、55年末から56年春の賃上げ要求基準の統一を図るため話し合いを進めたが、12月18日、「10%を基準とする賃金引き上げ」、「年間総実労働時間2,000時間以下」、「年次有給休暇の完全消化」などを統一要求として共同発表した。労働4団体の要求基準がそろうようになったのは52年から(54年は除く)であるが、労働4団体が要求基準を公式に調整し、共同発表したのは初めてのことであった。

これとほぼ時期を同じくして、各労働団体はあいついで要求基準を決定した。要求基準は次のとおりである。1)春闘共闘会議、実質生活の維持、改善、向上をはかるため、過年度消費者物価上昇率(7%見込み)プラス定昇見合い分、一生活向上分として10%、20,000円前後、2)総評、10月から実施した全組合員を対象とした賃上げ要求に関するアンケート調査の結果について、「2万~3万円要求が全体の53%であった」ことを確認したうえで、最低基準として10%、20,000円、3)同盟、55年度平均消費者物価上昇率(7%程度)プラス実質賃上げ率(3%程度)として10%、18,000円。定昇の扱いは、各労組の自主決定に委ねる、4)新産別、35歳男子の賃上げ10%、20,000円、5)金属労協、過年度物価上昇率7%程度、プラス実質生活向上分として9%プラスアルファまたは18,000円、6)化学エネルギー労協、10%程度。

このように、各労働団体の要求基準は表現に多少の違いはあるものの、おおよそ10%の線で揃い、その主な算定根拠として55年度消費者物価上昇率を7%程度と見込んだ点が特徴であった。

一方、日経連は、12月19日、「労働問題研究会報告」を発表し、そのなかで賃金交渉においては、生産性基準原理を重視するとの年来の主張をあらためて前面に打ち出すとともに、時間短縮、定年延長など労働条件の改善についても、生産性基準原理の立場から対処するよう主張した。また、公全体、公務員の賃上げを強く批判し、とくに公務員の賃金水準と民間労働者の賃金水準との比較に際しては、生涯賃金でみるべきであるとする従来の主張とともに、公務員の人事管理について再考するよう要望した。

これに対し、春闘共闘会議は、生産性基準原理はインフレ対策にも実質賃金の向上にも全く役に立たず、ひたすら企業利潤の増大をめざす道具にすぎないと反発した。

賃金交渉の前段で、各労働団体は例年通り55年秋季、年末に続き政策・制度要求闘争を展開した。とくに、12月20日、55年度の消費者物価上昇率の政府見通し値は当初の6.4%から7%程度に改められたが、56年に入ってから寒波、豪雪のためこの改訂見通しも実現が危ぶまれる情勢になり、55年平均の実質賃金が前年比0.9%の減少を記録する状況のなかで、各労働団体は、物価、所得税減税(課税最低限度額引上げ)を政策、制度要求の最重点課題として取り組んだ。労働4団体は、共同で56年度予算案に関して、所得税課税最低限度額の220万円(現行201万5,000円)までの引上げ、物価対策財源の確保などの予算修正について、政府、自民党および野党各党に数回にわたって要請した。春闘共闘会議は、「3.1物価メーデー」、国会請願デモなどを行い、また各労働団体独自の行動もあわせて実行されるなど、かつてなく、政策、制度要求闘争は活発化した。

この間、2月下旬には、産業労働懇話会が前年に引続き物価対策の充実に関する提言をとりまとめ、政府に対して物価の安定に最善の努力を払うよう要請した。

こうした動きを背景に、3月5日の衆院予算委員会における予算案強行採決後、与野党は、予算修正問題について55年度の剰余金によって対応できる場合は具体的に減税を検討することなどを内容とする議長裁定に同意した。

賃金交渉は、3月末からマスコミ、化学、流通関係を皮切りに始まり、4月に入って本格化した。春闘共闘会議、同盟とも金属労協回答前の3月末から4月上旬の闘争を重視し、それぞれ先行組合を選定し、高額回答の引き出しをはかった。春闘共闘会議の統一行動日である4月3日には、全体で約40万人がストライキに参加し、参加人員は前年の5万5,000人を大幅に上回った。

金属労協の集中回答指定日であった4月9日には、鉄鋼大手5社6.99%(35歳、勤続15年の標準労働者、定昇込み1万3,500円、他に交替手当1,000円、組合員ベース、以下各産業とも組合員ベース)、造船大手6社7.14%(定昇込み1万3,500円)、電機総合3社8.00%(同1万3,500円)、電機家電3社8.19%(同1万3,500円)、自動車メーカー9社7.98%(同1万3,829円)の回答が出された。この回答は、前年よりも業種間格差の縮小したものであり、56年春の賃上げ相場形成に大きな影響を及ぼした。

次いで、電力9社6.89%(定昇込み1万4,300円)、繊維綿紡(大手8社)4月から6.95%(同9,315円)、11月から8.48%(2,000円上積みして同1万1,359円)、繊維化繊大手7社7.72%(同1万4,301円)など民間主要産業の回答、妥結が進んだ。私鉄総連に対しては、4月10日に大手8社で1万4,000円(加重平均の従業員ベースで7.26%)、年間臨時給与与前年同額の第1次回答が提示されたが、組合はこれを拒否し、22日からの48時間ストライキを設定し、ストライキ権確立投票を行うとともに労使交渉を続けた。組合は第2次回答(1万4,500円)も拒否し、22日始発からのストライキに入ったが、1万4,700円(組合員ベースで7.88%、従業員ベースで7.63%)、年間臨時給与与前年同月数、生活関連分として10月から1,000円増額との第3次回答で妥結し、22日午前7時すぎにストライキを中止したが、解決が遅れたため、ラッシュ時に影響が及んだ。

一方、公企体等関係については、4月15日(電々を除く)2公社5現業について前年とほぼ同率の有額回答(定昇込み単純平均で8,285円、4.44%)が出され、翌16日、公労委に対し労使双方(全郵政、日林労については当局申請)による調停申請が行われた。これを受けて公労委は調停作業を進め、22日早朝私鉄の賃上げ交渉が解決した後本格的な調停作業に入り、23日午前2時すぎからの合同調停委員会で、「調停委員長見解」(3.81%プラス2,880円)が提示された。しかし、労使各個委員の同意が得られず、調停不調となり、続く公労委臨時総会で仲裁移行が決議された。これにより、2公社5現業の賃金紛争は事実上解決することとなり、23日から48時間ストライキを予定していた公労協は、23日午前2時30分、ストライキを取り止めた。また、独自に交渉を行っていた全電通も、自主交渉に進展があったとして、同日午前5時すぎストライキを取り止めるとともに、同日午後、労使双方で公労委に調停申請した。5月1日、電々公社の申請により電々関係も仲裁に移行したため、公労委は5月16日、3公社5現業に対し、定昇込み加重平均で1万3,996円、7.64%、単純平均で1万4,241円、7.64%の賃上げを内容とする仲裁裁定を行った。

56年春の賃金交渉の結果は、労働省労政局調べによると、民間主要企業288社の加重平均で、賃上げ額1万4,037円、賃上げ率7.68%(55年1万1,679円、6.74%)、単純平均で賃上げ額1万4,158円、賃上げ率7.73%(55年1万1,953円、6.87%)となり、額、率とも前年を上回った。また、賃上げ額の企業間の分散係数(4分分位散係数)は、前年と同水準の0.06となった。